

ファクトブック 2018年版



FACT BOOK 2018

全労済協会

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

FACT BOOK 2018

目次

ごあいさつ	1
1. 2017年度の主な活動	2
2. 2017年度の事業概況	4
(1) シンクタンク事業	4
(2) 相互扶助事業	12
(3) 法人運営	17
(4) 財務状況	20
3. 組織の概要	24
(1) 全労済協会の組織概要	24
(2) 役員体制	25
(3) 全労済協会の沿革	27
4. 事業内容	28
(1) シンクタンク事業	28
(2) 相互扶助事業	31
資料編	
1. 情報発信	32
(1) 刊行物・書籍の紹介	32
(2) ホームページの紹介	34
(3) 広報誌等の紹介	35
2. 保険制度概要紹介	36
3. 代理店保険商品紹介	44
4. リスク管理と法令遵守	46

ごあいさつ

全労済協会
(一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会)
理事長 神津 里季生



相互扶助思想の啓発および労働者共済運動・事業普及 勤労者福祉の向上と発展をめざして

全労済協会は、全労済、日本再共済連と共に全労済グループの基本三法人を構成し、連合と全労済との協力関係にもとづき、一般財団法人としての特性を生かしながら、独自の立場により勤労者福祉および労働者共済運動の向上と発展に寄与する活動を行うための組織です。

全労済協会は、全国勤労者福祉振興協会(福振協:1982年設立)と全国労働者福祉・共済協会(旧全労済協会:1989年設立)の2つの財団法人を前身とします。

福振協は勤労者の相互扶助を目的に主に団体向け保障事業を実施し、また旧全労済協会は労働諸団体と全労済により構成され、労働者福祉と労働者共済運動の指導・連絡・調整を担う全国センターとしての機能を果たしておりました。

2つの法人は、全労済グループの社会貢献・公益活動分野の強化、シンクタンクとしての調査研究・啓発機能の充実を旗印に2004年6月に事業統合を行い、財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会)として発足しました。その後、2012年11月をもって創立30周年を迎え、翌2013年6月3日、公益法人制度改革関連法による一般財団法人として新たなスタートを切ることができました。

事業の柱の一つであるシンクタンク事業においては、公益目的支出計画にもとづく「継続事業」を着実に遂行することが求められます。一般財団法人としての公益的活動を通じて、労働者の福祉および労働者共済運動の向上と発展に寄与する活動をより充実させるべく努力を行うとともに、「独自事業」として新たな事業領域の開発や受託による調査研究の活動に取り組んでいます。

もう一つの柱である団体向け保障事業においては、これまでの「共済事業」から「保険業法による認可特定保険業」へ、その法的位置付けや認可形式が変化しましたが、勤労者による相互扶助との位置付けを变えることなく、引き続き「相互扶助事業」として着実な事業の発展に向けた推進活動を行っています。更に、認可特定保険業の補完を目的に損害保険代理店の業務を追加し、保障内容の充実をはかりながら、労働組合や福祉事業団体への取り組み要請を通じ、利用者の拡大に努めてまいります。

全労済協会は、「絆を紡ぎ 未来を奏でる 勤労者ネットワークの構築」をテーマに、相互扶助の理念と「ワーカーズ・ファースト」を標榜し、勤労者が豊かで安心できる社会づくりに貢献できるよう力をあわせて活動を行っています。

今後とも引き続き、皆さまのご愛顧とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

全労済協会は、シンクタンク事業と相互扶助事業の2事業を実施しています。

シンクタンク事業では、公益目的支出計画における実施事業を行っています。

一方、相互扶助事業は認可特定保険業として、共済保険の推進活動を行っています。

両事業の課題を着実に遂行するとともに、2017年度は公益目的支出計画の終了(2025年)を見ずえて、全労済協会の今後のあり方について検討を開始しました。

トピックス

◇ホームページをリニューアルしました。

ホームページを従来のものでさらに見やすくして、検索機能を充実させました。

また、「法人火災共済保険」の保険料試算をサイト上で行えるようにしました。

◇各研究会の研究成果を市販書籍として刊行しました。

各研究会の研究成果を広く普及するため、市販書籍として『転げ落ちない社会 ～困窮と孤立をふせぐ制度戦略～』（編著者：中央大学教授・宮本太郎氏）、および『格差社会への対抗 新・協同組合論』（編著者：関西大学教授・杉本貴志氏）を刊行しました。

◇シンポジウム・講演会を開催しました。

2017年11月に東京でシンポジウム「転げ落ちない社会へ ～困窮と孤立をふせぐ新しい戦略～」を、2018年5月に札幌で講演会「ほっかいどうの地方創生 ～北海道の地方創生と未来への展望～」をそれぞれ開催しました。

◇退職準備教育研修会／コーディネーター養成講座を開催しました。

東京(2017年6月)と大阪(11月)でそれぞれ開催しました。

2017年度は、「基礎研修会」と「フォローアップ研修会」の2種類を設定して、内容を拡充しました。

◇大学寄附講座を開講しました。

中央大学(2017年4月～7月)と慶應義塾大学(2017年9月～2018年1月)でそれぞれ寄附講座を開講しました。大学生のみならず一般の方が参加できる講義も設けました。

◇全労済協会の今後のあり方を検討しました。

「全労済協会あり方検討委員会」を設置し、公益目的支出計画の終了(2025年5月)後の方向性等について検討を行いました。

◇今年度も共済保険の契約件数が増加しました。

共済保険の契約件数は自治体提携慶弔共済保険を中心に増加し、全共済保険合計で698,832件(期首比14,693件(2.15%)純増)となりました。

全労済協会の主な活動（2017年6月～2018年5月）

年月	主な活動内容
2017年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページをリニューアル ・退職準備教育研修会(東京)を開催 ・「これからの働き方研究会」を設置(～2018年5月)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・季刊誌「WELFARE(ウェルフェア)」を創刊 ・「全労済協会あり方検討委員会」を設置(～2018年5月)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・第158回理事会・第54回評議員会・第159回理事会を開催 ・新役員が就任(神津理事長、柳下専務理事、口石常務理事)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第160回理事会を開催 ・慶應義塾大学寄附講座を開講(～2018年1月) ・「FACT BOOK(2017年版)」を刊行
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会成果書籍『転げ落ちない社会』を勁草書房から刊行
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会成果書籍『格差社会への対抗』を日本経済評論社から刊行 ・東京シンポジウム「転げ落ちない社会へ」を開催 ・退職準備教育研修会(大阪)を開催
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会・裁定委員会の合同会議を開催
2018年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「つながり暮らし研究会」を設置(～2018年12月予定) ・2017年度採用公募委託調査研究開始(～2018年12月予定)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第162回理事会を開催 ・「労働者共済運動研究会」を開催
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「実りあるセカンドライフをめざして 2018年版」を刊行 ・第5期客員研究員調査研究開始(～2019年3月予定)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第163回理事会・第56回(臨時)評議員会を開催 ・地方講演会「ほっかいどうの地方創生」(札幌市)を開催

(1) シンクタンク事業

※ 各研究者の所属機関・役職等の記載について

1. 各種研究会については、2018年5月31日現在の所属機関、役職等を記載
2. シンポジウム、講演会、寄附講座については、開催当時の所属機関、役職等を記載
3. 公募委託調査研究について
 - (1) 採用結果は、採用決定当時の所属機関、役職等を記載
 - (2) 報告会の開催報告については、開催日における所属機関、役職等を記載
 - (3) 報告誌については、原則として報告誌作成時の所属機関、役職等を記載
 - (4) 書籍については、書籍刊行時の所属機関、役職等を記載

1. 調査・研究

(1) 勤労者福祉研究会

- ① 「格差・貧困の拡大の原因と是正施策に関する研究会」(主査：中央大学法学部教授・宮本太郎氏)

[期間：2016年3月～2017年2月]

前年度に終了した同研究会の成果書籍を10月に刊行しました。

■書籍名：『転げ落ちない社会 ～困窮と孤立をふせぐ制度戦略～』(勁草書房)

⇒ 資料編 33ページをご参照ください。

- ② 「これからの働き方研究会」(主査：東京大学社会科学研究所教授・玄田有史氏)

[期間：2017年6月～2018年5月]

【これからの働き方研究会】

※ 2018年5月31日現在

	所 属・役 職	氏 名
主 査	東京大学社会科学研究所 教授	玄田 有史 氏
委 員	リクルートワークス研究所 主任研究員 東洋大学経済学部 准教授 東北大学大学院法学研究科 准教授 千葉大学法政経学部 准教授 労働政策研究・研修機構 研究員 関東学院大学経済学部 講師 リクルートワークス研究所 主任研究員 神戸大学大学院経済学研究科 准教授 中央大学大学院戦略経営研究科 教授 連合 総合労働局長 一橋大学大学院経済学研究科 講師	大嶋 寧子 氏 川上 淳之 氏 桑村裕美子 氏 佐野 晋平 氏 高橋 陽子 氏 田中聡一郎 氏 中村 天江 氏 勇上 和史 氏 佐藤 博樹 氏 村上 陽子 氏 横山 泉 氏

回次	開催日	内 容	
第1回	2017年6月2日	主査からの説明	テーマ：研究会設置の趣旨と各委員のテーマについて 報告者：東京大学社会科学研究所 教授 玄田 有史 主査
第2回	6月27日	委員からの発表	ア. テーマ：日本の中間層と生活不安 報告者：関東学院大学経済学部 講師 田中聡一郎 委員
			イ. テーマ：雇用類似の就業と副業・兼業 報告者：労働政策研究・研修機構 研究員 高橋 陽子 委員
第3回	8月28日		ア. テーマ：職業構造の変化と労働市場のフロー 報告者：神戸大学大学院経済学研究科 准教授 勇上 和史 委員
			イ. テーマ：若者と健康問題：労働法学からの検討 報告者：東北大学大学院法学研究科 准教授 桑村裕美子 委員
第4回	10月4日		ア. テーマ：退職経験のある育児期女性雇用者の雇用就業 報告者：リクルートワークス研究所 主任研究員 大嶋 寧子 委員
			イ. テーマ：誰がなぜ副業をもっているのか 報告者：東洋大学経済学部 准教授 川上 淳之 委員
第5回	10月25日		ア. テーマ：福利厚生費について 報告者：千葉大学法政経学部 准教授 佐野 晋平 委員
			イ. テーマ：教育訓練給付制度の利用と効果に関する分析 報告者：一橋大学大学院経済学研究科 講師 横山 泉 委員
第6回	11月27日	招聘講師による講演	テーマ：正社員という「呼称」の強さと不確かさ 報告者：リクルートワークス研究所 主任研究員 中村 天江 氏
第7回	12月26日		ア. テーマ：働き方改革から人事制度改革へ：ダイバーシティ経営の土台作り 報告者：中央大学大学院戦略経営科 教授 佐藤 博樹 氏
			イ. テーマ：公正・公平な職場をつくるのは誰か？ - 「働き方改革」を題材に - 報告者：連合 総合労働局長 村上 陽子 氏
第8回 ～第12回	2018年1月31日 ～5月21日		書籍刊行に向けての内容の協議

(2) 課題別調査研究／各種調査研究活動

- ① 「協同組合研究会」(主査：関西大学商学部教授・杉本 貴志氏)
 [期間：2015年5月～2017年6月]
 同研究会の成果書籍を11月に刊行しました。
 ■書籍名：『格差社会への対抗 新・協同組合論』(日本経済評論社)
 ⇒ [資料編] 33ページをご参照ください。
- ② 「つながり暮らし研究会」(主査：法政大学現代福祉学部教授・保井 美樹氏)
 2018年1月から開始し、研究会を5回開催しました。

【つながり暮らし研究会】

※2018年5月31日現在

	所 属・役 職	氏 名
主 査	法政大学現代福祉学部 教授	保井 美樹 氏
委 員	株式会社トーキョーベータ 代表取締役 法政大学経済学部 教授 豊中市社会福祉協議会 福祉推進室室長 認定 NPO 法人育て上げネット 理事長 九州大学大学院人間環境学研究院 助教 NPO 法人ミラツク 代表理事 慶應義塾大学健康マネジメント研究科 教授 横浜市立大学学術院(国際総合科学群) 准教授	江口晋太郎 氏 小黒 一正 氏 勝部 麗子 氏 工藤 啓 氏 柴田 建 氏 西村 勇哉 氏 堀田 聡子 氏 三輪 律江 氏

回次	開催日	内 容	
第1回	2018年1月30日	主査からの説明	テーマ：「つながり暮らし」が支える地域経営の展望 報告者：法政大学現代福祉学部 教授 保井 美樹 主査
第2回	2月20日	委員からの発表	テーマ：つながり暮らし研究会 話題提供資料 報告者：株式会社トーキョーベータ 代表取締役 江口晋太郎 委員
第3回	3月22日		テーマ：住宅地の創発型エリアマネジメント 報告者：九州大学大学院人間環境学研究院 助教 柴田 建 委員
第4回	4月23日		ア. テーマ：財政・社会保障の限界と新たな仕組み 公共の再構築に向けて 報告者：法政大学経済学部 教授 小黒 一正 委員
			イ. テーマ：MIRA TUKU 報告者：NPO 法人ミラツク 代表理事 西村 勇哉 委員
第5回	5月28日	テーマ：認定 NPO 法人育て上げネット 報告者：認定 NPO 法人育て上げネット 理事長 工藤 啓 委員	

- ③ 生協共済研究会
 公益法人生協総合研究所主催の生協共済研究会に6回参加しました。

(3) 勤労者生活実態調査

- ① 勤労者の生活意識と協同組合に関する調査
 明治大学政治経済学部教授の大高研道氏の協力のもと、2017年5月に発刊した「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査」について、理事・監事への報告会を8月4日に開催しました。また、協同組合の理念ツールを作成し、全労済や各共済協同組合へ提供しました。
- ② 共済・保険に関する意識調査
 日本大学商学部教授の岡田太氏および同大学非常勤講師の谷川孝美氏の協力のもと、2017年12月にインターネット調査「共済・保険に関する意識調査」を実施しました。

2. 情報・発信

(1) 刊行物の編集・発行等

調査・研究の研究成果を刊行物にまとめ、関係団体への提供および広報誌・ホームページによる資料紹介等、一般の個人・団体にも広く情報提供を行いました。

(2) 情報発信

- ① メールマガジンの配信
 メールマガジンの配信を7回行いました。

号数(通算)	配信日	内 容
第56号	2017年6月14日	ホームページリニューアル、静岡講演会終了報告
第57号	9月13日	東京シンポジウム、慶應義塾大学寄附講座参加者募集案内

号数(通算)	配信日	内 容
第58号	10月27日	ファクトブック2017年版発行、働き方研究会活動報告、東京シンポジウム当落結果ハガキ発送案内
第59号	12月22日	『格差社会への対抗 新・協同組合論』『転げ落ちない社会 困窮と孤立をふせぐ制度戦略』の書籍発行の案内、静岡講演会開催報告、東京シンポジウム開催報告、退職準備教育研修会/コーディネーター養成講座(大阪)開催報告
第60号	2018年1月22日	書籍『転げ落ちない社会』日本経済新聞掲載紹介、2018年地方講演会開催の事前告知
第61号	2月22日	ほっかいどう講演会開催案内
第62号	4月10日	「実りあるセカンドライフをめざして」2018年版発刊案内

② 全労済協会ホームページ更新

イベントの案内・募集、研究成果の紹介等、シンクタンク事業の活動を発信するため、随時ホームページの情報更新を行いました。

③ パブリシティ活動

ア) プレスリリースの発行

プレスリリースを11回実施しました。

発行日	内 容
2017年6月2日	ホームページリニューアル
6月29日	公募委託調査研究募集
7月27日	季刊誌「WELFARE(ウェルフェア)」創刊
8月7日	勤労者調査報告会開催
9月21日	東京シンポジウム開催告知
10月17日	FACTBOOK2017年版の発行
12月21日	東京シンポジウム開催報告
2018年1月18日	2018年4月任用客員研究員募集
2月22日	国際連帯活動
3月7日	ほっかいどう講演会開催告知
4月17日	「実りあるセカンドライフをめざして」2018年版刊行

イ) 取材の要請

全労済協会の事業活動について取材要請を行った結果、各種メディアに7回掲載されました。

取材を受けた日	内 容
2017年6月12日	退職準備教育研修会/コーディネーター養成講座 基礎研修会(東京)
6月27日	退職準備教育研修会/コーディネーター養成講座 フォローアップ研修会(東京)
8月4日	勤労者調査報告会
11月13日	東京シンポジウム
11月28日	退職準備教育研修会/コーディネーター養成講座 フォローアップ研修会(大阪)
2018年4月17日	「実りあるセカンドライフをめざして」2018年版刊行
5月26日	ほっかいどう講演会

(3) 広報誌等の発行

① 広報誌「Monthly Note(全労済協会だより)」の発行

事業活動の紹介やイベント等の案内を目的として、毎月発行しました。

号数(通算)	発行日	内 容(主な掲載記事)
第125号	2017年6月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年度公募委託調査研究を募集しています ・静岡で講演会を開催しました ・新たに「これからの働き方研究会」を設置します ・ホームページリニューアルのご案内 ・法人火災共済保険(オフィスガート)のお見積りのご案内
第126号	7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・高木 剛のひとり言 ・2017年度公募委託調査研究を募集中 ・法人自動車共済保険のご案内 ・コラム 暮らしの中の社会保険・労働保険(50)「少子高齢化と高齢者雇用について」 ・2016年度 共済保険別 加入・給付実績速報
第127号	8月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・季刊誌「WELFARE(ウェルフェア)」刊行のお知らせ ・台風等の災害に備えていますか？ ・法人火災共済保険の紹介 ・(公財)国際労働財団 招聘事業に協力 ・連載コラム④「所得税と住民税の主な比較について」

号数(通算)	発行日	内 容(主な掲載記事)
第128号	9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・全労済協会 新役員就任のご挨拶 ・コラム 暮らしの中の社会保険・労働保険 (51)「厚生年金の加給年金について」 ・法人自動車共済保険の紹介 ・調査研究報告会を開催しました ・自然災害から国民を守る国会議員の会 報告
第129号	10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年秋期「退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座」【大阪開催】のお知らせ ・新刊書籍のご案内 宮本太郎編著「転げ落ちない社会 困窮と孤立をふせぐ制度戦略」 ・2017年度公募委託調査研究の応募状況について ・「法人火災共済保険」のお見積り受付中です！ ・「FACT BOOK(2017年版)」刊行のお知らせ
第130号	11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)国際労働財団 草の根支援事業に協力 ・全労済協会監修の書籍「格差社会への対抗 新・協同組合論」の発刊のご案内 ・全福センター平成29年度東ブロック会議報告 ・自治体提携慶弔共済保険 2016年度優良戻しのご報告 ・コラム 暮らしの中の社会保険・労働保険 (52)「健康保険の出産育児一時金について」
第131号	12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京シンポジウムを開催しました ・(公財)国際労働財団 草の根支援事業 / 招聘事業に協力 ・2017年度公募委託調査研究の採用決定について ・連載コラム⑩「平成29年分確定申告「医療費控除」の留意事項」 ・自治体提携慶弔共済保険よくあるお問い合わせQ & A 2017年度版
第132号	2018年1月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年新年を迎えて 理事長 神津里季生 ・退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座開催報告 ・国際連帯活動としてバングラディシュ・モンゴルからの訪問団を受け入れました ・コラム 暮らしの中の社会保険・労働保険 (53)「働き方改革と副業について」 ・法人火災共済保険のご案内
第133号	2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度4月任用 客員研究員募集のお知らせ ・北海道講演会開催のご案内 ・「自治体提携慶弔共済保険」の契約更新手続きについて ・「法人火災共済保険」の保険料お見積りのご案内 ・法人火災共済保険 保険料試算依頼書
第134号	3月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっかいどう講演会開催のご案内 ・新たに「つながり暮らし研究会」を設置しました ・労働者共済連動研究会を開催しました ・コラム 暮らしの中の社会保険・労働保険 (54)「個別労働紛争による離職と雇用保険の基本手当」 ・自治体提携慶弔共済保険よくあるお問い合わせQ & A 2017年度版
第135号	4月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年「退職準備教育のための研修会 コーディネーター養成講座」【東京開催】のお知らせ ・「実りあるセカンドライフをめざして」(2018年版)を刊行しました ・連載コラム⑩「印紙税(文書課税)の概要について」 ・自治体提携慶弔共済保険「入学祝い金」のご請求のお知らせ ・相互扶助事業(認可特定保険業)商品の紹介
第136号	5月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年「退職準備教育のための研修会 コーディネーター養成講座」【東京開催】参加者募集中！ ・公募委託調査研究 / 2016年度客員研修員 研究成果の報告会を開催しました ・2018年度客員研究員の採用が決定しました ・コラム 暮らしの中の社会保険・労働保険 (55)「社会保険の適用拡大について」 ・「法人火災共済保険の保険料」お見積りHPのご案内

② 広報誌特別号「WELFARE(ウェルフェア)」の刊行

シンクタンク事業の情報発信を中心に、2017年度は季刊として年4回(2017年7月、11月、2018年1月、4月)刊行しました。

号数(通算)	発行日	内 容(主な掲載記事)
夏号 [創刊号] (No.1)	2017年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・〈研究報告〉公募報告要旨(2017年度採用) ・〈連載〉「高齢者の雇用と年金の接続」① ・〈連載〉「社会保障講座」① ・〈研究報告〉全労済協会客員研究員 中間レポート ・〈研究報告〉「協同組合 未来への選択」出版記念 公開研究会(再録)
秋号 (No.2)	10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・〈視察報告〉「格差社会に挑む協同組合」① ・〈連載〉「高齢者の雇用と年金の接続」② ・〈連載〉「社会保障講座」② ・〈連載〉「雇用就業形態の多様化と労働法の課題」① ・〈開催報告〉静岡県で「地方創生」をテーマに講演会を開催しました
冬号 (No.3)	2018年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・〈視察報告〉「格差社会に挑む協同組合」② ・〈連載〉「高齢者の雇用と年金の接続」③ ・〈連載〉「社会保障講座」③ ・〈連載〉「雇用就業形態の多様化と労働法の課題」② ・〈寄稿〉確定給付企業年金の最近の動向について

号数(通算)	発行日	内 容(主な掲載記事)
春号 (No.4)	4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・〈東京シンポジウム報告〉東京で「転げ落ちない社会へ」をテーマにシンポジウムを開催しました ・〈連載〉「高齢者の雇用と年金の接続」④ ・〈連載〉「社会保障講座」④ ・〈連載〉「雇用就業形態の多様化と労働法の課題」③ ・〈連載〉「日本の医療・社会保障を語る」①

③ 「全労済協会ファクトブック(2017年版)」・「全労済協会ガイド」の刊行
ディスクロージャー資料(2016年度活動報告)として発行しました。

3. シンポジウム・講演会

(1) 2017年度東京シンポジウム

- 日 時：2017年11月13日
- 会 場：全労済ホール／スペース・ゼロ(東京都渋谷区)
- テーマ：「転げ落ちない社会へ ～困窮と孤立をふせぐ新しい戦略～」
- 内 容：① 基調対談：中央大学法学部 教授 宮本 太郎 氏
法政大学現代福祉学部 教授 湯浅 誠 氏
- ② パネルディスカッション：
藤里町社会福祉協議会 会長 菊池 まゆみ 氏
みずほ情報総研 主席研究員 / 日本福祉大学福祉経営学部 教授 藤森 克彦 氏
法政大学現代福祉学部 教授 湯浅 誠 氏
中央大学法学部 教授 宮本 太郎 氏
総合司会：アナウンサー 渡辺 真理 氏
- 参加者：353名
- 開催報告：朝日新聞朝刊に採録記事を掲載し、ニュースリリースでも開催報告を発信しました。

(2) 2017年度地方講演会

- 日 時：2018年5月26日
- 会 場：道新ホール(北海道札幌市)
- テーマ：「ほっかいどうの地方創生 ～北海道の地方創生と未来への展望～」
- 内 容：① 基調講演：早稲田大学大学院政治学研究科 教授 片山 善博 氏
- ② パネルディスカッション：
札幌市長 秋元 克広 氏
カーリング選手(北海道銀行フォルティウス所属) 小笠原 歩 氏
早稲田大学大学院政治学研究科 教授 片山 善博 氏
総合司会：アナウンサー 渡辺 真理 氏
- 参加者：370名
- 開催報告：北海道新聞朝刊に掲載し、ニュースリリースでも発信しました。

4. 勤労者教育研修会

(1) 退職準備教育研修会／コーディネーター養成講座

東京と大阪でそれぞれ開催しました。

2017年度は、「基礎研修会」と「フォローアップ研修会」の2種類を設定しました。

時期／開催地	開催日	研 修 会	会 場	参加者
春期・東京	2017年 6月12日	基礎研修会	新宿マイズタワー アビタス・セミナールーム (東京都渋谷区)	34名
	6月27日	フォローアップ研修会		38名
秋期・大阪	2017年 11月20日	基礎研修会	エル・おおさか (大阪府大阪市)	34名
	11月28日	フォローアップ研修会		15名

5. 労働者共済運動研究会

運営企画委員会と労働者共済運動研究会を合同会議として2回開催しました。

【運営企画委員会】

※2018年5月31日現在

	所属・役職	氏名
委員長	UA ゼンセン 生活応援・共済事業局 局長	大瀧 直之 氏
副委員長	電機連合 福祉共済センター 常務理事	岡本 昌史 氏
委員	私鉄総連 中央副執行委員長	清水 昭男 氏
	JAM 副会長	上野 啓治 氏
	基幹労連 中央副執行委員長	高橋 了 氏

回次	開催日	内容
〈合同会議〉 第11回運営企画委員会/ 第14回労働者共済運動研究会	2017年7月3日	ア.報告：「非正規労働者に向けた相互扶助制度のあり方」答申 報告者：「非正規労働者の相互扶助制度のあり方」 検討ワーキングチーム会議 チーム長 イ.協議：答申を受けて今後の進め方 下田 祐二 氏
〈合同会議〉 第12回運営企画委員会/ 第15回労働者共済運動研究会	2018年2月26日	ア.報告：「支え合い・助け合い運動基盤研究会」 報告者：連合 総合組織局 総合局長 イ.講演①：「保険・共済を取り巻く状況と今後の相互扶助制度のあり方について」 山根木 晴久 氏 講師：早稲田大学商学大学院 教授 講演②：「新たなリスクとしての介護離職について」 江澤 雅彦 氏 講師：連合 総合政策局長 平川 則男 氏

6. 公募委託調査研究

(1) 2017年度公募委託調査研究について

■募集のメインテーマ：「ともに支えあう社会をめざして」

① 募集について

2017年6月1日～8月31日の期間、ホームページでの告知と全労済協会関連研究者への資料送付等にて募集を行いました。また、国公私立大学への案内文書を発送し、「助成金応募ガイド」への募集要項の掲載も行いました。その結果、34件の応募を受け付けました。

② 採用結果について

第1回運営委員会での選考協議を経て、下記の5件の採用を決定しました。

※2018年5月31日現在

研究テーマ	所属	役職	主たる研究者氏名
地域社会のソーシャルキャピタルと社会保障制度への態度の関係	京都産業大学経済学部	助教	上村 一樹 氏
韓国における社会的企業育成政策の効果と社会的企業の経営成果に関する実証研究	宇都宮大学地域デザイン科学部	専任講師	呉 世雄 氏
地域コミュニティ機能強化の可能性について ー地域の拠点としての廃校活用を通じてー	NPO フォーラム自治研究	理事長	嶋津 隆文 氏
コミュニティにおける生活・子育ての相互支援活動としての「子ども食堂」の有効性の研究	東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科	助教	関屋 光泰 氏
連帯社会の可能性	法政大学大学院連帯社会インスティテュート	教授	中村 圭介 氏

※共同研究の場合は、代表者のみ記載

(2) 公募委託調査研究の報告会開催について

報告会を3回開催し、研究者5名から報告を受けました。

開催日	内容
2017年8月23日	テーマ：生活困窮者自立支援と地域・自治体の課題 ー地域政策だけに留まらない自立支援ー 報告者：PLP 会館大阪地方自治研究センター 研究員 尹 誠國 氏
2018年4月27日	ア.テーマ：災害時におけるコミュニティ組織やNPO間の連携や協働のあり方に関する調査研究 報告者：九州大学大学院人間環境学研究院 教授 イ.テーマ：新規居住者(勤労者)と農業従事者等との融合による新しいコミュニティの形成に関する調査研究 ー兵庫豊岡市を事例にー 報告者：特定非営利活動法人地域再生センター 主任研究員 安立 清史 氏 ウ.テーマ：農福連携事業による「効果」の実証について 報告者：京都大学大学院農学研究科 博士後期課程 井原 友建 氏 植田 剛司 氏
5月2日	テーマ：社会福祉事業が果たす地域自立に向けた福祉のまちづくりへの役割 ー大阪府下の事例を中心にー 報告者：大阪市立大学工学研究科 講師 蕭 閱偉 氏

(3) 公募委託調査研究報告誌の刊行について

成果報告誌を6冊刊行し、大学等各研究機関、国会図書館等の図書館、研究者等に配布しました。

⇒ [資料編](#) 32～33ページをご参照ください。

7. 寄附講座の開講

(1) 中央大学寄附講座(1年目)〈中央大学法学部〉

「福祉と雇用のまちづくり」

2017年4月～7月(毎週水曜日開講) 全15回(2017年度分は8回、全回が公開講座)

〈学生履修登録172名、公開講座の一般聴講希望者各回約100名〉

回次	開講日	内 容	
第8回	2017年6月7日	10年後の彼を見つめた就労支援～未来への下ごしらえ～ 東近江圏域 働き・暮らし応援センター“Tekito-(テキト)” センター長	野々村光子 氏
第9回	6月14日	経済的困窮と社会的孤立についての伴走型支援 認定 NPO 法人 抱樸 理事長 一般社団法人生活困窮者支援全国ネットワーク 共同代表	奥田 知志 氏
第10回	6月21日	「保育の質」と「子どもの幸せ」から考える待機児童問題の課題 ジャーナリスト/(社)子ども安全計画研究所 代表理事	猪熊 弘子 氏
第11回	6月28日	民間企業らしい社会貢献アプローチ ヤマトホールディングス株式会社 特別顧問	有富 慶二 氏
第12回	7月5日	「どんな境遇の子どもも見捨てない！」 アウトリーチと重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ ～社会的孤立・排除を生まない支援体制の確立に向けて～ 特定非営利活動法人 NPO「スチューデント・サポート・フェイス」代表理事	谷口 仁史 氏
第13回	7月12日	和光市における超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムの実践 埼玉県和光市 保健福祉部長	東内 京一 氏
第14回	7月19日	富山型デイサービスの取り組み～縦割行政に風穴を開ける～ 富山市 NPO 法人このゆびとーまれ 理事長	惣万佳代子 氏
第15回	7月26日	生活保障改革とメディアの課題 読売新聞社 社会保障部長 中央大学法学部 教授	猪熊 律子 氏 宮本 太郎 氏

(2) 慶應義塾大学寄附講座(4年目)〈慶應義塾大学経済学部〉

「生活保障の再構築」

2017年9月～2018年1月(毎週水曜日開講)全14回(そのうち公開講座は6回)

〈学生履修登録206名、公開講座の一般聴講希望者各回約50名〉

回次	開講日	内 容	
第1回	2017年9月27日	ガイダンス 慶應義塾大学経済学部 教授 全労済協会 前理事長	駒村 康平 氏 高木 剛 氏
第2回 (公開講座)	10月4日	障がい者雇用 (有)リベルタス興産 顧問	有田信二郎 氏
第3回 (公開講座)	10月11日	補助犬協会 公益財団法人 日本補助犬協会 代表理事	朴 善子 氏
第4回	10月18日	企業貢献 ヤマトホールディングス(株) 特別顧問	有富 慶二 氏
第5回 (公開講座)	10月25日	障がい者福祉 弁護士	大胡田 誠 氏
第6回 (公開講座)	11月1日	子どもの貧困対策 全国子どもの貧困・教育支援団体協議会 代表幹事 NPO 法人 さいたまユースサポートネット 代表理事	青砥 恭 氏
第7回	11月8日	行政 前厚生労働省審議官、独立行政法人国立病院機構 副理事長	古都 賢一 氏
第8回	11月15日	障がい者向け車両開発 トヨタ自動車製品企画本部 主査	中川 茂 氏
第9回	11月29日	労使関係 日本労働組合総連合会 会長代行	逢見 直人 氏
第10回	12月6日	共済の役割とは 全労済 常務執行役員	稲村 浩史 氏

回次	開講日	内 容	
第11回	12月13日	企業貢献 キックマン株式会社 取締役名誉会長	茂木友三郎 氏
第12回 (公開講座)	12月20日	障がい者(高次脳機能、芸術) 滋賀県社会福祉法人 グロー理事長	北岡 賢剛 氏
第13回	12月27日	地域問題 長野県飯田市 市長	牧野 光朗 氏
第14回 (公開講座)	2018年1月17日	家計相談支援 滋賀県野洲市市民生活相談課 専門員	生水 裕美 氏

8. 客員研究員制度

(1) 第4期客員研究員〔契約期間：2016年4月～2018年3月〕

成果報告書の取りまとめに向けて、定期ミーティングを10回開催しました。

① (共済・保険分野) 京都産業大学法学部特約講師・高崎 亨氏

研究テーマ：「保険・共済金の支払いと外部化」

② (協同組合分野) 京都大学大学院経済学研究科博士後期課程・下門 直人氏

研究テーマ：「インドにおけるソーシャル・ビジネスの実態と協同組合及びNPO・NGOの役割」

(2) 第5期客員研究員(2018年4月採用)〔契約期間：2018年4月～2019年3月〕

2018年2月に募集し、書類選考および面接を行い、2名の採用を決定しました。

① (共済・保険分野) 中央大学国際経営学部開設準備室・姜 英英氏

② (協同組合分野) 京都大学大学院農学研究科博士後期課程・岩橋 涼氏

9. 諸外国における勤労者福祉・共済活動に関する支援と国際連帯の促進のための事業

(1) 国際連帯活動／調査研究・他団体連携による支援活動

公益財団法人国際労働財団(JILAF)との事業協力にかかる協定書にもとづき、以下の支援を実施しました。

① 公益財団法人国際労働財団との連携によるSGRA支援活動

バングラデシュ、ネパール、ラオス、タイへ講師として職員2名を派遣しました。

実施日	内 容
2017年7月7日～11日	派遣先：バングラデシュ(ダッカ) 講 演：全労済の相互扶助制度(慶弔共済制度)を中心に
9月17日～22日	派遣先：ネパール(カトマンズ) 講 演：ア、相互扶助の制度による生活改善 みずからの組織で実現する安心・安全 イ、全労済の相互扶助制度(慶弔共済制度)を中心に
11月7日～9日	派遣先：ラオス(ピエンチャン) 講 演：全労済の相互扶助制度(慶弔共済制度)を中心に
11月10日～11日	派遣先：タイ(バンコク) 講 演：全労済の相互扶助制度(慶弔共済制度)を中心に

② 労働組合指導者招へい事業参加者の受け入れ

ラオス・タイチーム、ユーラシアチーム、アフリカ英語圏チーム、バングラデシュ・モンゴルチーム、ユース英語圏チームの5チームへの講義を実施しました。

10. 外部団体との連携

(1) 「介護離職のない社会をめざす会」

企画委員会を6回、幹事会を6回、およびシンポジウム(149名参加)をそれぞれ開催しました。

11. 自然災害等による被災者救済のための事業

(1) 自然災害被災者支援促進連絡会の活動

2017年6月7日に参議院議員会館にて自然災害議連総会が開催されました。

被災者生活再建支援法における「同一災害・同一支援」や感震ブレイカーの普及促進について、自然災害議連としての考えをまとめた要望書案の意見交換が行われました。そして、2017年6月16日に内閣府特命担当大臣へ自然災害議連としての考えをまとめた要望書を提出しました。全労済協会として事務局支援を行ってまいりました。

(2) 相互扶助事業

1. 2017年度の事業概況

(1) 目標達成の状況

		2017年度実績	2017年度目標	目標達成率
法人火災	件数	3,969	4,010	98.98%
	純増数	159	200	79.50%
	増加率	4.17%	5.00%	---
	収入保険料(円)	67,889,964	52,300,345	129.81%
	1年契約	37,365,837	---	---
	2年契約	1,352,923	---	---
	3年契約	29,171,204	---	---
1年換算保険料(※)(円)		117,961,923	---	---
法人自動車	件数	3,415	3,441	99.24%
	純増数	4	30	13.33%
	増加率	0.12%	0.87%	---
	収入保険料(円)	93,284,500	93,722,006	100.61%
自治体慶弔	件数	691,448	683,918	101.10%
	純増数	14,530	7,000	207.57%
	増加率	2.15%	1.02%	---
	収入保険料(円)	1,394,742,075	1,397,367,421	99.81%
代理店	取扱保険料(円)	32,049,654	33,439,600	95.84%
	1年契約	0	---	---
	2年契約	0	---	---
	3年契約	0	---	---
		2017年度実績	2017年度目標	目標達成率
全制度合計	件数	698,832	691,369	101.08%
	純増数	14,693	7,230	203.22%
	増加率	2.15%	1.06%	---
	収入保険料(代理店除く)(円)	1,555,916,539	1,543,389,772	100.88%
	収入保険料(1年換算)(円)	1,605,988,498	---	---

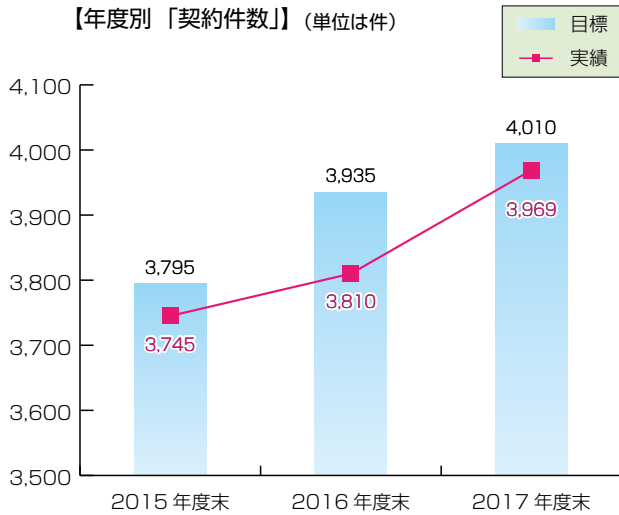
(※) 法人火災共済保険の2年・3年契約の収入保険料(1年換算保険料)について

- 2017年度の収入保険料について、それぞれ2年契約・3年契約を1/2・1/3として1年間の収入保険料に換算した数値を算出(47,766,033円)しています。
- この数値に、2015年度における3年契約の収入保険料のうち、2017年度分に相当する額(1,990,216円)と、2016年度における2年・3年契約の収入保険料のうち、2017年度分に相当する額(2年契約8,419,258円、3年契約59,786,416円の合計68,205,674円)を加算しています。

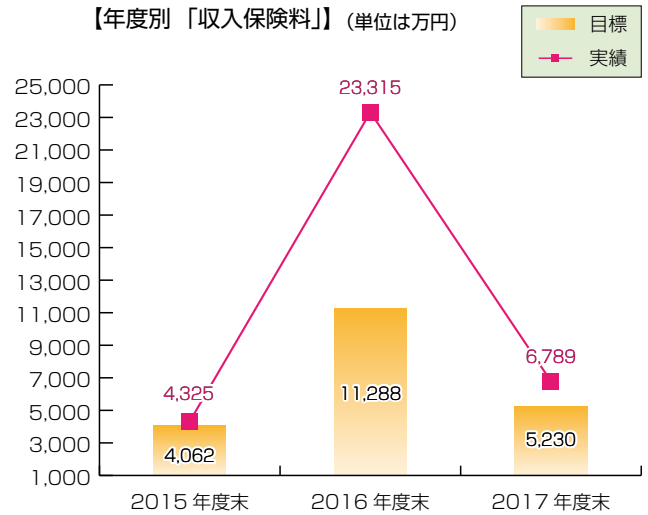
① 法人火災共済保険 3か年(2015～2017年度)目標達成状況表

	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
	件数	収入保険料(円)	件数	収入保険料(円)	件数	収入保険料(円)
実績	3,745	43,253,649	3,810	233,145,229	3,969	67,889,964
目標	3,795	40,617,583	3,935	112,878,789	4,010	52,300,345
達成率(%)	98.68	106.49	96.82	206.54	98.98	129.81

【年度別「契約件数」】(単位は件)



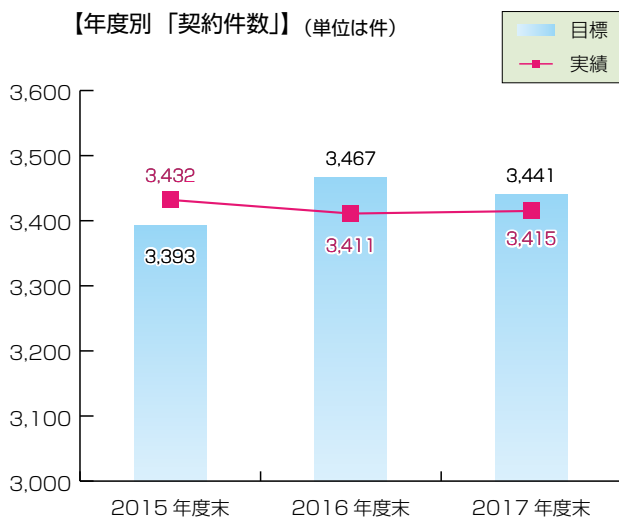
【年度別「収入保険料」】(単位は万円)



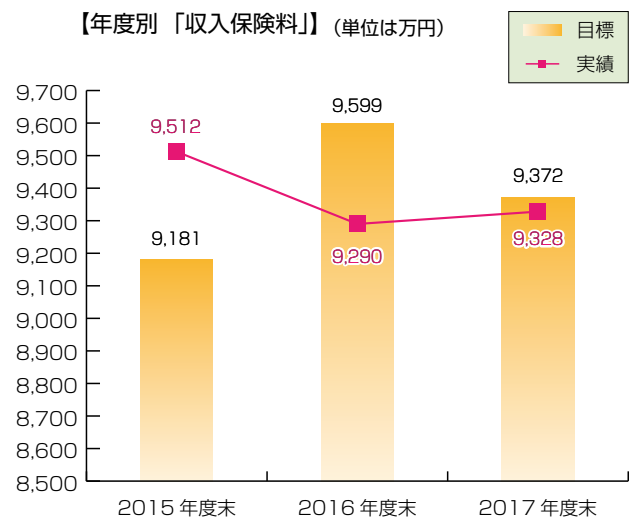
② 法人自動車共済保険 3か年(2015～2017年度)目標達成状況表

	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
	件数	収入保険料(円)	件数	収入保険料(円)	件数	収入保険料(円)
実績	3,432	95,116,900	3,411	92,904,900	3,415	93,284,500
目標	3,393	91,810,089	3,467	95,987,428	3,441	93,722,006
達成率(%)	101.15	103.60	98.38	96.79	99.24	100.61

【年度別「契約件数」】(単位は件)



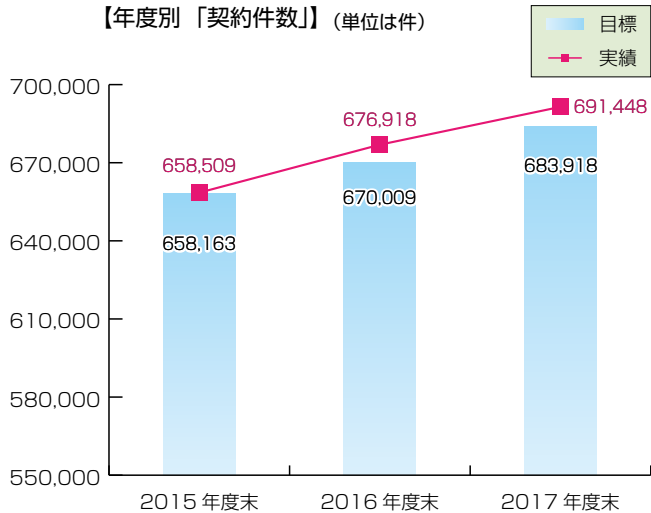
【年度別「収入保険料」】(単位は万円)



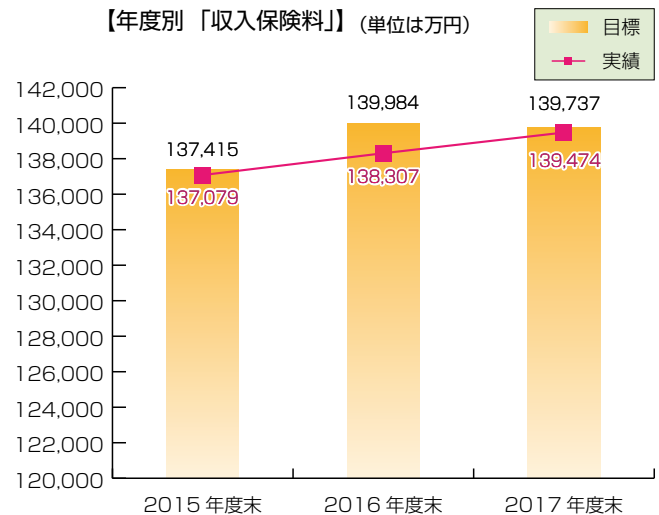
③ 自治体提携慶弔共済保険 3か年(2015～2017年度)目標達成状況表

	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
	件数	収入保険料(円)	件数	収入保険料(円)	件数	収入保険料(円)
実績	658,509	1,370,785,499	676,918	1,383,065,163	691,448	1,394,742,075
目標	658,163	1,374,149,921	670,009	1,399,838,422	683,918	1,397,367,421
達成率(%)	100.05	99.76	101.03	98.80	101.10	99.81

【年度別「契約件数」】(単位は件)



【年度別「収入保険料」】(単位は万円)

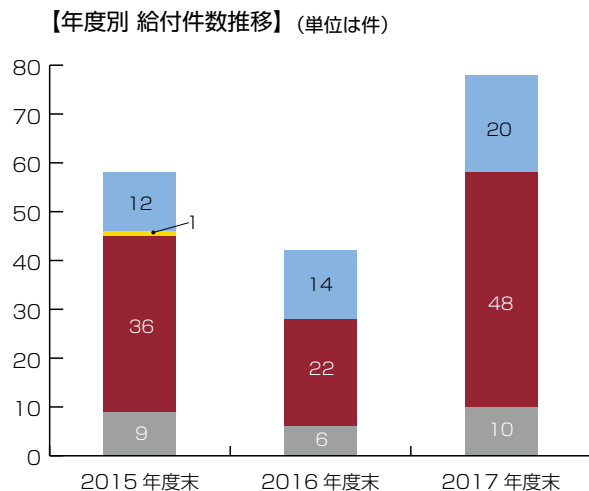


(2) 保険金(共済金)支払状況

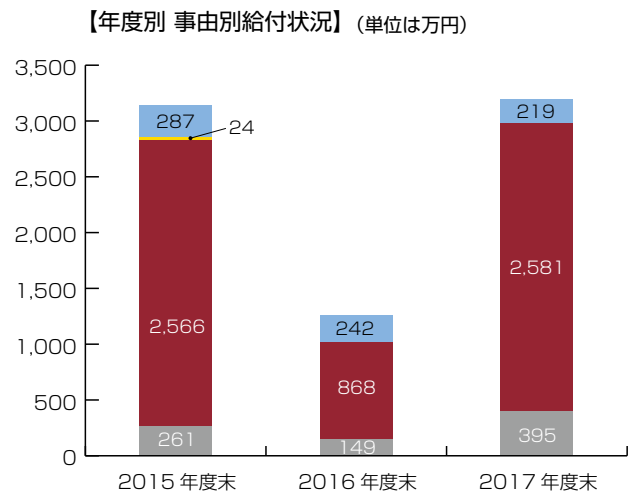
① 法人火災共済保険 3か年(2015～2017年度)保険金支払状況表

事由	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
火災・落雷等	9	2,614,000	6	1,492,000	10	3,953,000
風災・水災	36	25,659,000	22	8,679,000	48	25,807,000
盗難等	1	243,000	0	0	0	0
その他	12	2,865,000	14	2,424,000	20	2,187,000
合計	58	31,381,000	42	12,595,000	78	31,947,000

【年度別 給付件数推移】(単位は件)



【年度別 事由別給付状況】(単位は万円)

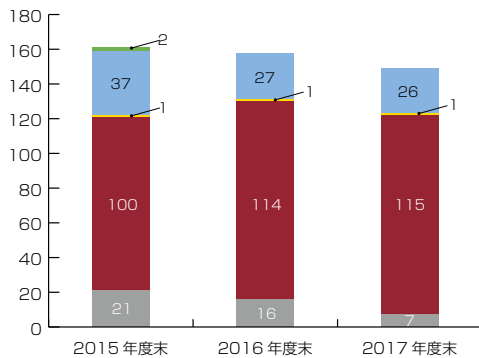


■ 火災・落雷等 ■ 風水害 ■ 盗難等 ■ その他

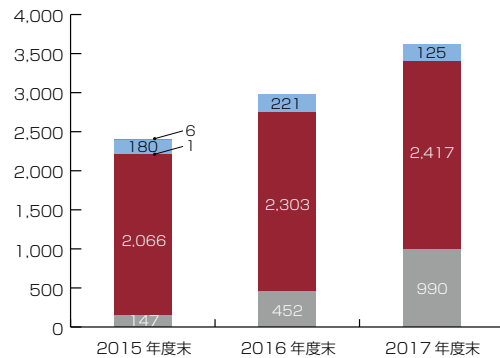
② 法人自動車共済保険 3か年(2015～2017年度)保険金支払状況表

	事由	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
	対人	21	1,468,419	16	4,515,653	7	9,896,284
	対物	100	20,656,610	114	23,034,121	115	24,168,336
	自損	1	13,000	1	4,000	1	3,000
	搭乗者	37	1,795,500	27	2,210,000	26	1,254,000
	その他	2	60,000	0	0	0	0
	合計	161	23,993,529	158	29,763,774	149	35,321,620

【年度別 給付件数推移】(単位是件)



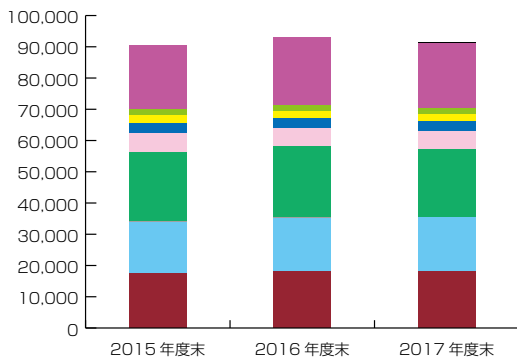
【年度別 事由別給付状況】(単位は万円)



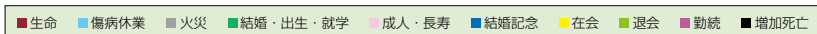
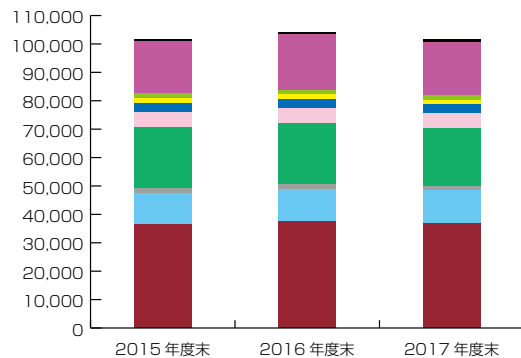
③ 自治体提携慶弔共済保険 3か年(2015～2017年度)保険金支払状況表

	事由	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
	生命	17,352	364,813,000	18,037	375,800,500	17,963	366,346,000
	傷病休業	16,450	110,212,000	17,052	114,271,000	17,364	117,660,000
	火災	263	17,378,000	241	15,543,000	313	15,919,500
	結婚・出生・就学	22,329	212,129,000	22,835	214,382,000	21,572	200,846,000
	成人・長寿	5,934	55,877,000	5,785	55,054,000	5,829	55,397,000
	結婚記念	3,064	30,768,000	3,092	31,172,000	3,160	31,830,000
	在会	2,597	18,429,000	2,469	16,984,000	2,298	14,840,000
	退会	2,133	17,012,000	1,803	14,661,000	1,854	15,183,000
	勤続	20,325	181,489,000	21,692	194,064,000	20,929	187,097,000
	増加死亡	95	10,280,000	99	9,125,000	115	10,900,000
	合計	90,542	1,018,387,000	93,105	1,041,056,500	1,397	1,016,018,500

【年度別 給付件数推移】(単位是件)



【年度別 事由別給付状況】(単位は万円)



(3) 加入の状況

- ① 全制度合計は、期首比14,693件(2.15%)純増で698,832件となりました。
- ② 法人火災共済保険は、期首比では159件(4.17%)純増で3,969件です。
- ③ 法人自動車共済保険は、期首比では4件(0.12%)純増で3,415件です。
- ④ 自治体提携慶弔共済保険は、期首比では14,530件(2.15%)純増で691,448件です。

〈表1 加入の状況〉

項目	法人火災共済保険	法人自動車共済保険	自治体提携慶弔共済保険	合計
2018年5月末	3,969	3,415	691,448	698,832
期首有効契約件数	3,810	3,411	676,918	684,139
純増加件数(累計)	159	4	14,530	14,693
純増加率(%)	4.17%	0.12%	2.15%	2.15%

(4) 収入保険料(累計)の状況

- ① 全制度収入保険料は、前年度比1億5,320万円の減少で15億5,592万円(91.04%)となりました。
- ② 法人火災共済保険は、前年度比1億6,526万円の減少で6,790万円(29.12%)です。
- ③ 法人自動車共済保険は、前年度比38万円の増加で9,328万円(100.41%)です。
- ④ 自治体提携慶弔共済保険は、前年度比1,168万円の増加で13億9,474万円(100.84%)です。

(5) 代理店取扱保険料の状況

代理店取扱保険料は、前年度比2,851万円の増加で3,205万円(905.46%)です。

〈表2 収入保険料と代理店取扱保険料の状況〉

(単位:円)

項目	法人火災共済保険	法人自動車共済保険	自治体提携慶弔共済保険	合計	代理店取扱保険料
2018年5月末	67,889,964	93,284,500	1,394,742,075	1,555,916,539	32,049,654
前年度5月末	233,145,229	92,904,900	1,383,065,163	1,709,115,292	3,539,600
前年度比	-165,255,265	379,600	11,676,912	-153,198,753	28,510,054
	29.12%	100.41%	100.84%	91.04%	905.46%

(6) 支払保険金(累計)の状況

全制度合計で件数は昨年比1,681件減少の91,624件(98.19%)、支払金額は12.8万円減少で10億8,328万円(99.99%)となりました。

- ① 法人火災共済保険は、昨年比で36件増加の78件(185.71%)、支払金額は1,935万円増加の3,194万円(253.64%)となりました。
- ② 法人自動車共済保険は、昨年比で9件減少の149件(94.3%)、支払金額は555万円増加の3,532万円(118.67%)となりました。
- ③ 自治体提携慶弔共済保険は、昨年1,708件減少の91,397件(98.16%)、支払金額は2,503万円減少の10億1,601万円(97.59%)となりました。

〈表3 支払保険金の状況〉

項目	法人火災共済保険	法人自動車共済保険	自治体提携慶弔共済保険	合計
2018年5月末	件数	78	149	91,397
	金額(円)	31,947,000	35,321,620	1,016,018,500
前年度5月末	件数	42	158	93,105
	金額(円)	12,595,000	29,763,774	1,041,056,500
前年度比	件数	185.71%	94.30%	98.16%
	金額(円)	253.64%	118.67%	97.59%

2. 事業体および制度内容の継続的な周知・徹底活動

全労済協会の理事や評議員等からの紹介による出身産別や加盟単組への推進活動、ならび各労働金庫への直接訪問による推進活動を中心に展開しました。

2017年度は、広報誌やホームページ等を活用した広報活動、協力団体に対する提案および協力要請、未利用団体へのダイレクトメールによる推進等を行いました。

3. 収入保険料拡大の取り組み

全労済グループ、労働金庫協会、労働者福祉中央協議会、連合との連携による推進活動を進めました。また、一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンターへの取り組みとしては、2017年度東西ブロック会議に出席し、自治体提携慶弔共済保険の加入拡大、事務処理方法の効率化、各サービスセンターの取り組み事例の共有化等について意見交換を行いました。

4. 労働金庫への推進および取り組み状況について

各労働金庫へ訪問し、取り組みについての要請等を行いました。

5. 自然災害被災に対する対応

豪雨や台風等により日本列島各地で被害が予測される場合、各地域のサービスセンター等に対して、台風等の通過後にお見舞いの電話とあわせて、自然災害等の請求手続きについての説明対応を行いました。

法人火災共済保険についても、請求受付時にお見舞いをお伝えし、被災内容を十分に聞き取り、書類審査とするか現場調査を要するかを判断し対応しました。

また、ホームページを活用し、お見舞い広告とあわせて、被災受付の案内をいたしました。

6. 損害保険代理店業について

(1) 代理店監査の実施について

共栄火災海上保険株式会社より、「損害保険代理店委託業務契約書第7条第3項」の規定にもとづき、監査の実施について通達を受け、2017年12月21日に監査を受けました。なお、指摘事項はありませんでした。

(2) 推進状況について

認可特定保険業の推進とあわせて、団体の保障ニーズに合わせた提案を随時行ってきました。

7. 厚生労働省による平成29年度認可特定保険業に係るヒアリングの実施について

2016年度決算を踏まえた厚生労働省への業務報告書の提出に対して、同省から、認可特定保険業の取り組み状況について、および法人運営に係る内容についてヒアリングが実施されました。

実施日	内容
2017年11月16日	担当者：雇用環境・均等局勤労者生活課勤労者福祉事業室長 雇用環境・均等局勤労者生活課勤労者福祉事業室指導係長 内容：① 事業報告書・現況に関する事項 ② 貸借対照表・損益計算書 ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第123条第2項に規定する計算書類 ④ その他

8. 審査委員会・裁定委員会について

2017年12月7日に第1回審査委員会と裁定委員会の合同会議を開催しました。また、合同会議終了後に「障害者差別解消法について」の学習会を開催しました。

(3) 法人運営

1. 一般財団法人の報告状況

(1) 行政対応について

第54回(定時)評議員会(2017年8月30日開催)での全議案の決議を受け、行政に対し報告を行い受理されました。

- ① 公益目的支出計画実施報告
- ② 法人税の確定申告

- ③ 役員交代に伴う登記申請
- ④ 認可特定保険業業務報告
- ⑤ 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始に関する届出

2. 機関会議等の開催

(1) 理事会・評議員会の開催

理事会を6回、評議員会を3回開催し、事業計画の決定等、機関運営における重要決定事項が決議されました。

① 理事会

回次(通算)	開催日	議 事 内 容	
第158回	2017年8月4日	第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案 第6号議案 第7号議案 第8号議案 第9号議案 第10号議案	2016年度 業務報告および決算報告承認の件 2016年度 公益目的支出計画実施報告(案)に関する件 2016年度 認可特定保険業 業務報告書(案)に関する件 2017年度 補正予算(案)に関する件 役員報酬に関する件 理事・監事の任期満了に伴う候補者選出に関する件 評議員の任期満了に伴う候補者選出に関する件 2017年度 機関会議等の日程(案)に関する件 第54回(定時)評議員会の日時ならびに議題等の決定の件 常勤理事の業務報告
第159回	8月30日(書面開催)	第1号議案	代表理事、副理事長及び業務執行理事の選定に関する件
第160回	9月22日	第1号議案 第2号議案 第3号議案	顧問の委託に関する件 各委員会の設置に関する件 常勤理事の業務報告
第161回	11月6日(書面開催)	第1号議案 第2号議案 第3号議案	役員の辞任に伴う補欠後任者選に関する件 第55回(臨時)評議員会への議案上程に関する件 運営委員会委員の辞任に伴う補欠後任者選任に関する件
第162回	2018年2月20日	第1号議案 第2号議案 第3号議案	2017年度 上半期業務報告および中間決算報告承認の件 2018年度 事業計画(素案)に関する件 常勤理事の業務報告
第163回	5月15日	第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案 第6号議案	2018年度 事業計画(案)に関する件 2018年度 収支(損益)予算(案)に関する件 規程類の新設・改定・修正に関する件 役員等の辞任に伴う補欠後任候補者(理事1名)選出に関する件 第56回(臨時)評議員会の日時ならびに議題等の決定に関する件 常勤理事の業務報告承認の件

② 評議員会

回次(通算)	開催日	議 事 内 容	
第54回	2017年8月30日	第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案 第6号議案 第7号議案 第8号議案 第9号議案	2016年度 業務報告および決算報告承認の件 2016年度 公益目的支出計画実施報告(案)に関する件 2016年度 認可特定保険業 業務報告書(案)に関する件 2017年度 補正予算(案)に関する件 役員報酬総額に関する件 理事・監事の任期満了に伴う改選に関する件 評議員の任期満了に伴う改選に関する件 2017年度 機関会議等の日程に関する件 常勤理事の業務報告
第55回	11月30日(書面開催)	第1号議案	理事の辞任に伴う補欠後任者選任に関する件
第56回	2018年5月31日	第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案	2018年度 事業計画(案)に関する件 2018年度 収支(損益)予算(案)に関する件 規程類の新設・改定・修正に関する件 役員等の辞任に伴う後任候補者(理事1名)選出に関する件 常勤理事の業務報告承認の件

③ 四役会議

回次	開催日	議 事 内 容	
第1回	2017年7月20日	第1号議案 第2号議案	第158回理事会 / 第54回(定時)評議員会の議案と運営について 全労済協会あり方検討委員会の設置について
第2回	8月10日	第1号議案 第2号議案 第3号議案	第159回理事会の議案と運営について 役員退職慰労金規程に関する内規の一部条文の改定について 文書管理要領の一部条文の改定について
第3回	9月21日	第1号議案	第160回理事会の議案と運営について
第4回	10月24日	第1号議案	第161回理事会の議案と運営について

回次	開催日	議 事 内 容	
第5回	2018年 2月15日	第1号議案 第2号議案	第162回理事会の議案と運営について 2017年度 中間内部監査報告
第6回	5月11日	第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案	2018年度 事業計画(案)に関する件 2018年度 収支(損益)予算(案)に関する件 規程類の新設・改定・修正について 第163回理事会の議案と運営について 職務権限に関する内規の改定について

(2) 運営委員会の開催

- ① 第1回運営委員会を2017年11月14日に開催し、「2017年度公募委託調査研究の選考」等について討議の後、理事長に対する答申をいただきました。
- ② 第2回運営委員会を2018年4月12日に開催し、「2018年度事業計画(案)に関する件」等について討議の後、理事長に対する答申をいただきました。

回次	開催日	議 事 内 容	
第1回	2017年11月14日	①2016年度 公募委託調査研究の進捗報告 ②2017年度 公募委託調査研究における取り組み、応募状況について ③2017年度 公募委託調査研究の選考	
第2回	2018年 4月12日	①2018年度 事業計画(案)に関する件 ②2018年度 公募委託調査研究の実施について(案)	

(3) 顧問会議の開催

2017年6月23日に顧問会議を開催し、全労済協会および全労済の概況を報告しました。

3. 監査の実施

(1) 業務監査・外部監査・内部監査の実施

2016年度決算に関し、監事による業務監査を2017年7月に、公認会計士による外部監査を7月と11月に実施しました。また、2017年度監査計画にもとづく内部監査を2017年11月、2018年5月の2回実施しました。各監査において、緊急で改善を要する重大な課題はありませんでした。

4. 政策預託ならびに資金運用について

労金との関係強化を目的として、政策預託を実施しました。

5. 全労済協会あり方検討委員会の設置について

2017年度事業計画にもとづき「全労済協会あり方検討委員会」を設置しました。2017年7月に懇談会を開催し、以降、全労済協会あり方検討委員会を3回開催し、委員会としてのとりまとめに向けた検討を行いました。

【全労済協会あり方検討委員会】

※2018年5月17日現在

	所 属・役 職	氏 名
委 員	公益社団法人 教育文化協会 専務理事(連合 参与) 労働者福祉中央協議会 事務局長 共栄火災海上保険株式会社 取締役専務執行役員 早稲田大学商学大学院 教授 全国労働者共済生活協同組合連合会 執行役員経営企画部長 全国勤労者福祉・共済振興協会 顧問(前理事長) 全国勤労者福祉・共済振興協会(前専務理事) 全国勤労者福祉・共済振興協会 理事長 全国勤労者福祉・共済振興協会 専務理事 全国勤労者福祉・共済振興協会 常務理事 全国勤労者福祉・共済振興協会 常務理事	木村 裕士 氏 花井 圭子 氏 武藤 和文 氏 江澤 雅彦 氏 山中 一能 氏 高木 剛 氏 安久津 正幸 氏 神津 里季生 柳下 伸 伊藤 昭彦 口石 和子

回次	開催日	内 容
懇談会	2017年 7月24日	・委員会の設置について
第1回	2018年 3月 1日	・全労済協会のあり方検討
第2回	4月16日	・検討課題の確認
第3回	5月17日	・ヒアリング結果の報告 ・課題の確認

(4) 財務状況

1. 資産の状況

2017年6月1日から 2018年5月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I . 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	2,026,718,147	3,011,931,499	△ 985,213,352
未収金	451,960	398,098	53,862
未収利息	1,580,852	3,242,797	△ 1,661,945
未収保険料	9,406,138	16,306,426	△ 6,900,288
前払金	2,844,578	3,044,610	△ 200,032
仮払金	340,114	563,794	△ 223,680
仮払保険金	11,343,536	9,199,910	2,143,626
貯蔵品	18,791	21,525	△ 2,734
流動資産合計	2,052,704,116	3,044,708,659	△ 992,004,543
2 固定資産			
特定資産	2,389,285,232	2,381,189,549	8,095,683
その他の固定資産	990,957,200	201,863,800	789,093,400
固定資産合計	3,380,242,432	2,583,053,349	797,189,083
資産合計	5,432,946,548	5,627,762,008	△ 194,815,460
II . 負債の部			
1 流動負債			
未払金	301,009,390	257,737,555	43,271,835
前受金	2,181,248	7,432,882	△ 5,251,634
預り金	891,081	2,299,036	△ 1,407,955
仮受金	4,073,801	3,925,353	148,448
未経過保険料	306,958,214	361,257,890	△ 54,299,676
支払備金	491,283,102	327,231,402	164,051,700
流動負債合計	1,106,396,836	959,884,118	146,512,718
2 固定負債			
役員退職慰労引当金	7,055,000	43,914,000	△ 36,859,000
異常危険準備金	2,389,285,232	2,381,189,549	8,095,683
固定負債合計	2,396,340,232	2,425,103,549	△ 28,763,317
負債の部合計	3,502,737,068	3,384,987,667	117,749,401
正味財産合計	1,930,209,480	2,242,774,341	△ 312,564,861
負債及び正味財産合計	5,432,946,548	5,627,762,008	△ 194,815,460

2. 正味財産増減の状況

2017年6月1日から 2018年5月31日まで

(単位：円)

科目	当年度 A	前年度(同期) B	対前年比増減 A-B	(参考)	
				予算額 C	対予算比
I . 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
[1] 経常収益					
(1) 特定資産運用収益 注1	5,036,139	6,005,474	△ 969,335	3,500,000	143.89%
(2) 相互扶助事業収益 注2	2,251,099,147	2,209,093,042	42,006,105	2,240,531,000	100.47%
(3) 受取資料負担金	2,378,940	3,192,920	△ 813,980	3,030,000	78.51%
(4) 受取寄付金 注3	120,000,000	120,000,000	0	120,000,000	100.00%
(5) 雑収益 注4	13,160,296	13,692,991	△ 532,695	11,600,000	113.45%
経常収益計	2,391,674,522	2,351,984,427	39,690,095	2,378,661,000	100.55%
[2] 経常費用					
(1) 事業費 注5	2,619,494,926	2,448,252,537	171,242,389	2,425,276,000	108.01%
実施事業等会計	271,360,521	244,023,286	27,337,235	246,215,000	110.21%
その他会計 注6	2,348,134,405	2,204,229,251	143,905,154	2,179,061,000	107.76%
(2) 管理費(法人会計)	90,361,457	97,631,131	△ 7,269,674	115,852,000	78.00%
経常費用計	2,709,856,383	2,545,883,668	163,972,715	2,541,128,000	106.64%
当期経常増減額	△ 318,181,861	△ 193,899,241	△ 124,282,620	△ 162,467,000	
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	5,617,000	0	5,617,000		
(2) 経常外費用	0	0	0		
当期経常外増減額	5,617,000	0	5,617,000		
当期一般正味財産増減額	△ 312,564,861	△ 193,899,241	△ 118,665,620	△ 162,467,000	
一般正味財産期首残高	2,242,774,341	2,436,673,582	△ 193,899,241	2,242,774,341	
一般正味財産期末残高	1,930,209,480	2,242,774,341	△ 312,564,861	2,080,307,341	
II . 正味財産期末残高	1,930,209,480	2,242,774,341	△ 312,564,861	2,080,307,341	

注1) 特定資産運用収益は、特定資産(異常危険準備金)の利息収入です。

注2) 相互扶助事業収益は、受入保険料、未経過保険料戻入、支払備金戻入、損害保険代理店手数料です。

注3) 受取寄付金は、全労済からの寄付金です。

注4) 雑収益は、受取利息、受取配当金および全労済からの業務委託費収入です。

注5) 事業費の内訳を掲載しています。

注6) その他会計は、未経過保険料繰入、解約返戻金、支払保険金、支払備金繰入を含む諸経費です。

3. 相互扶助事業に関する正味財産増減計算書内訳表

2017年6月1日から 2018年5月31日まで

(単位：円)

科 目	認 可 特 定 保 険 業				損害保険 代理店業務	合計
	法人火災共済保険	法人自動車共済保険	慶弔共済保険	小計		
I . 一般正味財産増減の部						
1 経常増減の部						
[1] 経常収益						
特定資産運用益	442,307	197,436	4,396,396	5,036,139	0	5,036,139
特定資産受取利息	442,307	197,436	4,396,396	5,036,139	0	5,036,139
相互扶助事業収益	271,808,007	197,943,964	1,774,653,860	2,244,405,831	6,693,316	2,251,099,147
受入保険料	67,889,964	93,284,500	1,394,742,075	1,555,916,539	0	1,555,916,539
未経過保険料戻入	199,677,410	46,420,492	115,159,988	361,257,890	0	361,257,890
支払備金戻入	4,240,633	58,238,972	264,751,797	327,231,402	0	327,231,402
損保代理店手数料	0	0	0	0	6,693,316	6,693,316
受取資料負担金	0	0	0	0	0	0
受取資料負担金	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0
雑収益	59,448	37,194	315,053	411,695	0	411,695
受取利息	59,448	37,194	315,053	411,695	0	411,695
受取配当金	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	0	0	0	0	0
経常収益計	272,309,762	198,178,594	1,779,365,309	2,249,853,665	6,693,316	2,256,546,981
[2] 経常費用						
事業費	209,138,411	322,024,538	1,808,343,311	2,339,506,260	2,120,224	2,341,626,484
役員報酬	1,641,874	1,368,228	10,672,182	13,682,284	0	13,682,284
役員退職慰労引当金繰入	210,816	175,680	1,370,304	1,756,800	0	1,756,800
給与手当	7,018,418	5,848,680	45,619,792	58,486,890	0	58,486,890
給与負担金	764,592	637,166	5,203,465	6,605,223	1,868,605	8,473,828
法定福利費	2,843,128	2,369,271	18,480,415	23,692,814	0	23,692,814
厚生福利費	439,288	366,074	2,891,415	3,696,777	0	3,696,777
通勤費	192,093	160,078	1,248,615	1,600,786	0	1,600,786
会議費	74,669	73,424	555,242	703,335	247,621	950,956
旅費交通費	234,922	217,172	1,531,401	1,983,495	0	1,983,495
交通費	165,532	137,943	1,075,991	1,379,466	0	1,379,466
諸謝金	0	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0	0
推進費	9,072	37,819	418,968	465,859	0	465,859
図書資料費	0	0	0	0	0	0

科目	認可特定保険業				損害保険 代理店業務	合計
	法人火災共済保険	法人自動車共済保険	慶弔共済保険	小計		
関係団体会費	186,000	155,000	1,209,000	1,550,000	0	1,550,000
運搬費	269,793	224,824	1,893,787	2,388,404	0	2,388,404
通信費	28,248	86,425	183,691	298,364	0	298,364
委託費	4,177,042	4,429,064	41,176,669	49,782,775	3,998	49,786,773
印刷製本費	283,350	270,235	1,750,408	2,303,993	0	2,303,993
事務所関係賃借料	1,982,341	1,651,948	12,885,268	16,519,557	0	16,519,557
事務機械賃借料	305,715	254,749	1,987,258	2,547,722	0	2,547,722
会場賃借料	0	0	0	0	0	0
事務所費	142,873	119,064	928,747	1,190,684	0	1,190,684
消耗品費	136,042	113,368	884,382	1,133,792	0	1,133,792
減価償却費	666,792	555,660	4,334,148	5,556,600	0	5,556,600
渉外費	472,557	397,175	3,068,567	3,938,299	0	3,938,299
租税公課	190,134	72,350	820,033	1,082,517	0	1,082,517
雑費	876	150,360	0	151,236	0	151,236
自然災害被災者支援	0	0	0	0	0	0
未経過保険料繰入	145,422,169	46,166,624	115,369,421	306,958,214	0	306,958,214
解約返戻金	2,140,336	610,800	0	2,751,136	0	2,751,136
支払保険金	31,947,000	35,321,620	1,016,018,500	1,083,287,120	0	1,083,287,120
支払備金繰入	4,560,739	218,343,737	268,378,626	491,283,102	0	491,283,102
再保険料	2,632,000	1,710,000	0	4,342,000	0	4,342,000
優良戻し	0	0	214,753,154	214,753,154	0	214,753,154
業務委託手数料	0	0	25,538,179	25,538,179	0	25,538,179
異常危険準備金繰入	0	0	8,095,683	8,095,683	0	8,095,683
経常費用計	209,138,411	322,024,538	1,808,343,311	2,339,506,260	2,120,224	2,341,626,484
評価損益等調整前当期経常増減額	63,171,351	△ 123,845,944	△ 28,978,002	△ 89,652,595	4,573,092	△ 85,079,503
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	63,171,351	△ 123,845,944	△ 28,978,002	△ 89,652,595	4,573,092	△ 85,079,503
2 経常外増減の部						
[1] 経常外収益						
経常外収益計	202,212	168,510	1,314,378	1,685,100	0	1,685,100
[2] 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	202,212	168,510	1,314,378	1,685,100	0	1,685,100
他会計振替額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	63,373,563	△ 123,677,434	△ 27,663,624	△ 87,967,495	4,573,092	△ 83,394,403
一般正味財産期首残高						562,293,779
一般正味財産期末残高						478,899,376

(1) 全労済協会の組織概要

理事会・評議員会を構成し組織運営を行います

全労済協会は労働団体、全労済および関係諸団体等の選出者により理事会・評議員会を構成し、組織運営を行います。労働団体、学識経験者等からの勤労者福祉活動に対する提言を反映させながら、勤労者福祉運動の領域拡大に向けて事業を展開していきます。

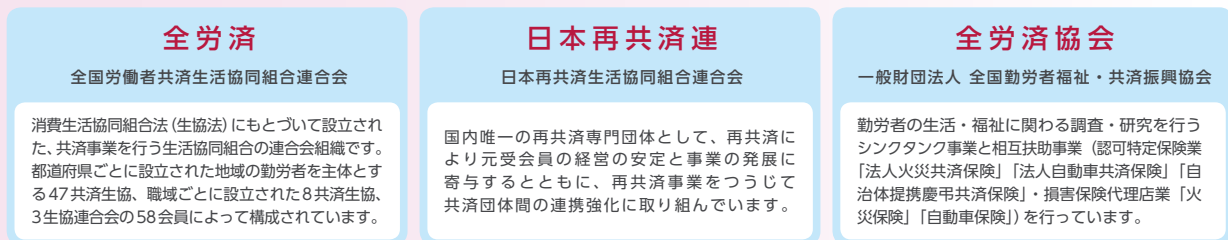
組織機構



全労済グループを構成する基本三法人

全労済協会は、全労済グループ基本三法人（全労済、日本再共済連、全労済協会）の一翼を担っています。

全労済グループの構成



	名称	主たる事務所の所在地	事業の内容
基本三法人	全労済	東京都渋谷区代々木 2-12-10	各種共済事業
	日本再共済連	東京都渋谷区代々木 2-12-10	再共済事業
	全労済協会	東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5F	勤労者福祉の増進のためのシンクタンク事業 勤労者団体等への相互扶助事業

(2) 役員体制

全労済協会 第19期役員役員(理事・監事)名簿

2018年8月31日現在

役職	氏名	団体名
理事長	神津 里季生	日本労働組合総連合会
副理事長	中世古 廣司	全国労働者共済生活協同組合連合会
専務理事	柳下 伸	
常務理事	伊藤 昭彦	
	口石 和子	
理事	相原 康伸	日本労働組合総連合会
	川本 淳	全日本自治団体労働組合
	神保 政史	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
	神田 健一	日本基幹産業労働組合連合会
	安河内 賢弘	JAM
	金子 晃浩	全日本自動車産業労働組合総連合会
	田野辺 耕一	日本私鉄労働組合総連合会
	大久保 章	全国電力関連産業労働組合総連合
	松浦 昭彦	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟
	野寺 康幸	一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター
	花井 圭子	労働者福祉中央協議会
	隈 大悟	共栄火災海上保険株式会社
	齋藤 亮	公益財団法人 国際労働財団
	江澤 雅彦	早稲田大学 商学学術院
	福田 弥夫	日本大学 危機管理学部
	崎田 弘	全国労働者共済生活協同組合連合会
	監事	下田 祐二
俵藤 弘志		全国労働者共済生活協同組合連合会

理事 21名、監事 2名

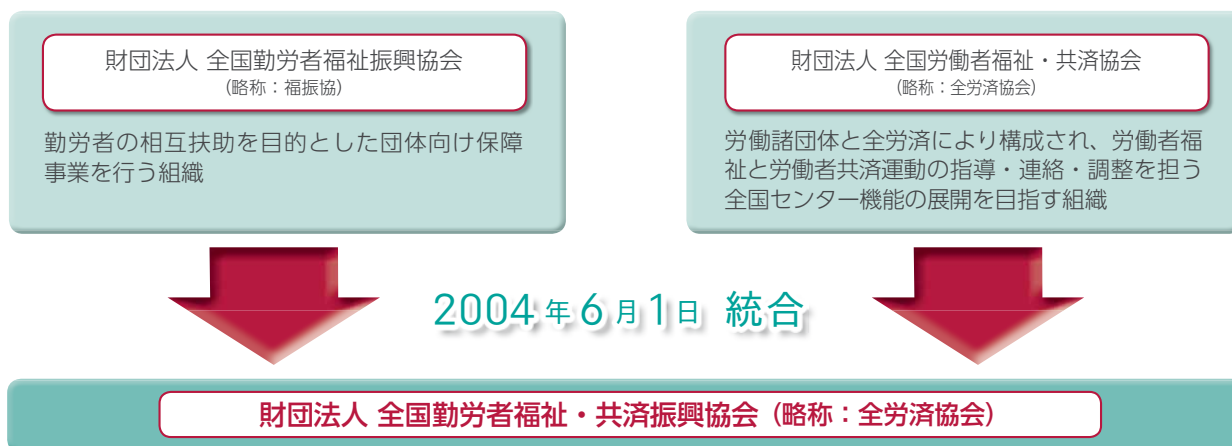
※敬称略・順不同

全労済協会 第9期評議員名簿

2018年8月31日現在

役 職	氏 名	団 体 名
評 議 員	逢見 直人	日本労働組合総連合会
	勝野 圭司	全国建設労働組合総連合
	難波 淳介	全日本運輸産業労働組合連合会
	栗原 勝	全日本自治団体労働組合総合組織局都市公共交通評議会
	平川 純二	日本化学エネルギー産業労働組合連合会
	榎本 一夫	全日本鉄道労働組合総連合会
	石原 富雄	全農林労働組合
	縄野 徳弘	全国交通運輸労働組合総連合
	伊藤 実	全国自動車交通労働組合連合会
	春日部 美則	日本ゴム産業労働組合連合
	橋本 俊幸	日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会
	岩本 潮	全日本電線関連産業労働組合連合会
	松谷 和重	日本食品関連産業労働組合総連合会
	高橋 精一	一般社団法人 全国労働金庫協会
	和田 寿昭	日本生活協同組合連合会
	武山 信一	全国住宅生活協同組合連合会
	澁谷 孝浩	一般社団法人 日本共済協会
	人見 一夫	公益財団法人 日中技能者交流センター
	今野 浩一郎	学習院大学
	加藤 友康	日本再共済生活協同組合連合会
	工藤 雅志	全国労働者共済生活協同組合連合会 北海道・東北統括本部
	廣田 政巳	全国労働者共済生活協同組合連合会 関東統括本部
	岡山 伸	全国労働者共済生活協同組合連合会 中部統括本部
	中山 久雄	全国労働者共済生活協同組合連合会 関西統括本部
	高松 俊二	全国労働者共済生活協同組合連合会 中四国統括本部
	品川 浩二	全国労働者共済生活協同組合連合会 九州統括本部
	氏家 常雄	全国労働者共済生活協同組合連合会 職域事業本部

(3) 全労済協会の沿革



2013年6月3日 新法人へ移行

◆相互扶助事業

- ・認可特定保険業 (法人火災共済保険・法人自動車共済保険・自治体提携慶弔共済保険)
- ・損害保険代理店業 (火災保険・自動車保険)

◆シンクタンク事業 (公益目的支出計画における実施事業)

継続 1：勤労者の生活・福祉等の調査研究及び相互扶助の啓発に関する事業

継続 2：勤労者の生活・福祉等に関する研究助成、支援及び国際連帯の事業

- ◆研究会等による調査研究活動の実施
- ◆退職準備教育研修会の開催
- ◆研究報告誌の刊行や提言活動
- ◆広報誌「Monthly Note (全労済協会だより)」の発行など
- ◆シンポジウム等の開催

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

The Foundation for Promoting Workers Welfare and Mutual aid Insurance

(略称：全労済協会)

設立 1982年11月20日 (統合2004年6月1日)

2013年6月3日 一般財団法人へ移行

目的 勤労者の生活及び福祉に関する総合的な調査や研究を通じて、勤労者の生活環境の向上を促進するとともに、あわせて勤労者の助け合いとしての相互扶助思想の啓発と労働者共済運動・事業の普及を図り、もって勤労者福祉の向上と発展に寄与することを目的とする。

豊かで安心できる社会づくりに貢献できる

全労済協会では、時代の動向を見据えながら、勤労者の生活・福祉の向上と発展のために「シンクタンク事業」と「相互扶助事業」に取り組むとともに、2025年に終了予定の公益目的支出計画を踏まえ、今後の「全労済協会のあり方」についての検討を引き続き進めていきます。

(1) シンクタンク事業

公益目的支出計画を踏まえ、「勤労者福祉および労働者共済運動の発展に寄与する『勤労者ネットワーク』の構築」を目指してシンクタンク事業の活動を展開します。

さらに、協同組合や勤労者の生活・雇用・福祉・共済等の発展に資する活動を展開する関係諸団体との連携を深め、各団体の活動への相互理解と「協同」の輪をさらに広げる活動を進めます。

1. 勤労者の生活・福祉・共済に関する調査・研究および刊行物の編集・発行等に係る事業

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉・共済に関する調査研究を実施し、研究成果を広く発信することにより、勤労者生活向上に寄与することを目的とします。

(定款第4条第1項第1号ア)

(1) 調査・研究

1) 勤労者福祉研究会

学識経験者等で構成された研究会を設置し、勤労者の生活・福祉に関するテーマで様々な角度から総合的に研究し、勤労者福祉の普及・啓発に貢献するため、これらに関する専門的な研究および調査を行っています。

ア) 社会構想系

イ) 地域社会系

2) 課題別調査研究／各種研究調査活動

勤労者の生活・福祉、社会保障、共済、協同組合等に関する課題を研究テーマとして勤労者・消費者の視点に立った研究を行い、勤労者福祉の普及・啓発に貢献するため、これらに関する基礎的な研究や、具体的な研究を行っています。

ア) 課題別調査研究

研究分野を絞り込んだテーマにもとづく研究会を開催し、職員も研究に参加します。特に協同組合、保障関係分野の研究会には若手研究者の参加を要請し、研究者育成をはかっています。

イ) 生協共済研究会

生協共済は、保険法の実施と保険とのイコールフットイングや厳しい内外の競争関係に直面しているため、他の共済事業体との連携をはかり、地域社会で果たす役割を明らかにすること等を通じて、共済生協の今後のあり方について研究しています。

3) 勤労者生活実態調査(アンケート調査等)

勤労者を対象に「暮らし向き」や「共済・保険等の保障」等に関する意識調査を隔年で実施します。

(2) 情報発信

1) 刊行物の編集・発行等(研究成果の発信)

各調査研究会やシンポジウム・講演会等の成果報告書を作成し、関係諸団体への提供ならびに広報誌・ホームページ等のツールを用い一般の個人・団体へも広く情報提供を行っています。

2) 情報発信

シンポジウム・研究会等の成果をマス媒体やホームページを活用し、より広く一般市民に研究成果を発信しています。

ア) マス媒体による情報発信

イ) WEBツール(メールマガジン等)を活用した情報発信

ウ) 全労済協会ホームページを活用した情報発信

よう、精力的に活動を行っていきます。

3) 広報誌の発行

広報誌について、関係省庁、自治体、労働組合、サービスセンター、事業団体、全労済グループ等に配布しています。

- ア) 広報誌「Monthly Note(全労済協会だより)」(月次発行)
- イ) 広報誌特別号「ウェルフェア」(年2回発行)
- ウ) プレスリリースによる情報配信(随時)
- エ) 「ファクトブック」(年次報告)

2. 勤労者の生活・福祉・共済に関する各種講演会、研修会、相談等の開催のための事業

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉等に関する各種講演会、研修会等を開催し、研究成果や生活に資する情報・方向性等を広く発信することにより、勤労者の生活向上に寄与することを目的とします。

(定款第4条第1項第1号イ)

(1) シンポジウム・講演会

勤労者福祉等に関するテーマでシンポジウム、講演会を開催します。

- 1) 東京シンポジウムの開催
2018年10月に東京でシンポジウムを開催します。

(2) 勤労者教育研修会

中高年齢層の勤労者に対する支援事業として、職場における組合員の退職後の生活設計に備えた退職準備教育の普及・推進をはかるために、研修会の推進役となるコーディネーターの養成を目的とする研修会を開催しています。

- 1) 退職準備教育研修会(コーディネーター養成講座)
東京と大阪を中心に基礎研修会・フォローアップ研修会を開催します。

3. 労働者共済運動に関する指導・連絡調整のための事業

健全な労働者共済運動の発展に向けた事業のあり方、共済活動等についての研究を共同で行い、研究会参加各団体をはじめとした労働者の福利厚生の上に向けた活動や制度の改善・充実に役立ていただくことを目的とします。

(定款第4条第1項第1号オ)

(1) 労働者福祉研究活動

- 1) 労働者共済運動研究会
自主共済を実施する産別団体と全労済協会による「労働者共済運動研究会」を開催し、労働者福祉における共済の果たす役割について、調査・研究を深めています。
- 2) その他団体との連携
労働者共済や生協共済に関わる関係他団体との連携に努めるとともに、今後の共済のあり方を見すえた研究を行います。

4. 勤労者の生活・福祉・共済に関する研究支援のための事業

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉等に関する各種研究を行っている若手研究者を中心とした公募委託・客員研究を通じ研究成果を広く発信、大学への寄附講座によるこれからの世代に対する相互扶助思想の啓発を行うことにより、勤労者の生活向上に寄与することを目的とします。

(定款第4条第1項第1号ウ)

(1) 公募委託調査研究

若手を中心とした研究者への研究機会の提供・人材発掘を目的に、公募による調査研究の委託を行い、その各研究成果は報告誌(刊行物)としてまとめ、情報発信しています。

(2) 寄附講座の開設

大学に勤労者福祉に関する寄附講座を開設し、学生、一般市民に勤労者福祉・相互扶助思想の啓発・普及する活動に取り組んでいます。

(3) 客員研究員制度

勤労者福祉に関わる研究を行う若手研究者への研究機会の提供と育成を目的に客員研究員の任用を行っています。

(4) その他団体との連携

勤労者の福祉の向上および、勤労者の生活・福祉・共済に関する研究支援に資する他団体との連携に努めています。

5. 諸外国における勤労者福祉・共済活動に関する支援と国際連帯の促進のための事業

諸外国における勤労者福祉・共済運動に関する支援と国際連帯の促進のための事業を行い、当該国勤労者の労働条件や労働環境の向上に寄与することを目的とします。

(定款第4条第1項第1号工)

(1) 国際連帯活動

諸外国における勤労者福祉・共済運動に関する調査を行い、当該国に望まれる労働者自主福祉事業に対する支援活動などの国際連帯施策の研究を行います。

6. 自然災害等による被災者救済のための支援事業

自然災害等による被災者救済の活動については、自然災害被災者支援促進連絡会を中心に、「被災者生活再建支援法」に関連し、法制度やその他の非常時の備えによる、勤労者の生活の安定に向けた諸活動に取り組みます。

(定款第4条第1項第1号力)

(1) 自然災害被災者支援促進連絡会の活動

大規模災害に備えた情報交換や災害発生時の連携を目的に、幹事団体(連合・日本生協連・兵庫県)や自然災害議連等との関係を強化していきます。

- 1) 連絡会における幹事団体との緊密な連携
- 2) 自然災害議連との連携
- 3) 内閣府(防災)および全国知事会との関係強化

(2) 調査研究

災害対策に係る学会や研究者とも協力しながら被災者支援、事前復興策等の研究を進め、具体的な対応に向けて連絡会や議連との連携を図ります。

- 1) 被災者生活再建支援法に関する調査研究
- 2) 調査報告書等の出版物の刊行
- 3) 調査結果についての関係団体を含めた広範囲への周知

(3) 被災者支援

- 1) 大規模災害への対応

大規模災害時に被災者への各種支援活動や、被災地自治体への寄付金等の取り組みを行っています。

◇「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民運動」の活動について◇

全労済協会は、1995年の阪神・淡路大震災を契機として「自然災害に対する国民的保障制度の提言」を発表し、翌1996年には連合、日本生協連、兵庫県、神戸市、社会経済生産性本部、全労済グループの6団体による「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」を発足、年内には「被災者住宅再建支援制度」の実現に向けた署名活動を展開し2500万人署名を結集、翌1997年2月に橋本内閣総理大臣(当時)に制度実現の要請書とあわせて提出しました。その後、超党派による地震議連や全国知事会とも連携し、1998年5月の「被災者生活再建支援法」の公布に繋がっています。

現在は、「自然災害被災者支援促進連絡会」の事務局として各方面と連携しながら、自然災害被災者の住宅再建・生活再建を支援する活動として、「被災者生活再建支援法」の更なる拡充や運用の改善に向けての研究を進めています。

7. その他

シンクタンク事業としては、これまでの継続事業である「公益目的支出計画」のほか、新たな事業領域の開発を中長期課題として検討を更に進めます。

(1) 受託による調査研究

労働者共済運動や共済事業に関わる団体および、全労済グループにおけるシンクタンク機能として、受託による調査研究業務を検討しています。

- 1) 公益的な調査研究の受託
- 2) 全労済グループ内における調査研究の受託

(2) 新たな教育活動・研修会活動の検討

これまで長年実施している「退職準備教育(研修会)」に加え、勤労者福祉の向上を目的とした教育活動の開発と、研修種目の拡大を検討しています。

- 1) 共済事業に関わる教育・研修課題の検討
- 2) 新たな研修会の検討

(2) 相互扶助事業

労働者共済運動・事業の普及を図ることを目的に、勤労者の相互扶助および勤労者団体等の財産保全のための認可特定保険業を行っています。また、相互扶助事業は、認可特定保険業として保険業法に定められた内容にもとづき、着実な事業の発展に向け推進活動を行うとともに、損害保険代理店業により、従来ではカバーしきれなかった保障提供を行うことで、保障の充実化と利用者の拡大を行っています。

◆ 認可特定保険業

相互扶助事業の取り組みでは認可特定保険業として、次の3商品を取り扱っています。

**法人火災共済保険 (オフィスガード)**

「法人火災共済保険」は、労働組合や労働金庫、生活協同組合、中小企業勤労者福祉サービスセンターなど、勤労者が組織する団体の所有する建物・動産が火災などの被害を受けた場合に、その損害をカバーするための保障制度です。

**法人自動車共済保険 (ユニカー)**

「法人自動車共済保険」は、労働組合や労働金庫、生活協同組合、中小企業勤労者福祉サービスセンターなど、勤労者が組織する団体の所有する自動車が、万一事故を起こし、第三者に法律上の賠償責任を負うことになった時や、自己の過失により発生した事故で国が行う自動車賠償責任保険などの補償が得られない場合などに、被害者の救済や損害を補填するための保障制度です。

**自治体提携慶弔共済保険 (やすらぎ・全福ネット)**

「自治体提携慶弔共済保険」は、全国の中小企業で働く勤労者の相互扶助・福利厚生を充実させるために、地方自治体(市区町村)が設立した中小企業勤労者福祉サービスセンターなどの団体が、行っている慶弔給付事業をサポートするための保障制度です。

「やすらぎ」は全労済協会の直扱い、「全福ネット慶弔共済保険」は全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(全福センター)が取り扱っています。

◆ 損害保険代理店業**火災保険・自動車保険の損害保険代理店業**

現在、全労済協会では、相互扶助事業(認可特定保険業)として、法人火災共済保険、法人自動車共済保険を取り扱っておりますが、企業(団体)財産保障、車両補償等の提供を目的に、2014年7月1日より、損害保険代理店業(引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社)を行っています。

※ご契約には各種条件等がございますので、詳細につきましては全労済協会までお問い合わせください。

◆ 関係諸団体との業務の提携・協力関係の確立

相互扶助事業の加入拡大に向けて労働組合や福祉事業団体への取り組み要請を行っています。また全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(全福センター)との連携を強化することで中小企業の勤労者福祉の向上をめざしていきます。

(1) 刊行物・書籍の紹介

① 報告誌 「公募研究シリーズ」〔研究者の所属・役職は刊行当時〕

公募研究シリーズ73

「社会福祉事業が果たす地域自立に向けた福祉のまちづくりへの役割 —大阪府下の事例を中心に—」

2018年5月発行

大阪市立大学工学研究科 講師 蕭 閔偉 (研究代表者)

【要旨】

少子高齢化の進行や自治体財政難という局面の中で、地域住民による「新たな公」が注目されています。特に、地域住民の生活課題の早期発見、地域を主体とする組織が果たす公的サービスを補完する役割が大きくなっています。地域が自主的に社会福祉事業を始め地域の住民を対象に様々な支援を提供する取り組みが見られます。本研究では、大阪府下の先進地区の事例を取り上げ、地域の自立に向けた福祉のまちづくりを考察しました。

公募研究シリーズ72

「新規居住者(勤労者)と農業従事者等との融合による新しいコミュニティの形成に 関する調査研究 —兵庫県豊岡市を事例に—」

2018年5月発行

特定非営利活動法人 地域再生研究センター主任研究員 井原 友建 (研究代表者)

【要旨】

本研究では、兵庫県豊岡市で設立された新しい地域コミュニティ組織に着目し、第1次産業就業者と新規居住の給与所得者等の就業形態の異なる主体が連携したコミュニティ形成の実態を調査しました。また、その連携がもたらす効果と新しい地域コミュニティ形成プロセスについて考察しました。

公募研究シリーズ71

「生活困窮者自立支援と地域・自治体の課題 —福祉政策だけに留まらない自立支援—」

2017年11月発行

PLP 会館大阪地方自治研究センター 研究員 尹 誠國 (研究代表者)

【要旨】

本研究では、大阪府内の9つの自治体を中心に、生活困窮者自立支援の事例を調査し、生活困窮者自立支援法の課題がどこにあるのかを調査しました。その結果として、生活困窮者の支援には、福祉と雇用の連携、タテ割り行政の克服等の自治体行政のあり方に大きな転換が求められることや、行政の枠を越えた地域コミュニティづくりが課題であることを指摘しました。

公募研究シリーズ70

「沖縄県における生活困窮者の支援に関する現況と課題 —生活困窮者自立支援制度を中心に—」

2017年8月発行

公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会 (沖縄県労福協)

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター 生活困窮者自立支援事業 総括責任者 (主任相談支援員) 濱里 正史

【要旨】

本研究では、2015年4月からスタートした生活困窮者自立支援制度の地域的展開に関する現状と課題について、全国で最も貧困層の問題が深刻な沖縄県を対象地域として、同制度に携わる相談支援員・就労支援員等の関係者に対するヒアリング調査(質的調査)を行いました。その知見にもとづき、2018年の制度設計の見直しに向け、沖縄県だけではなく全国における同制度のあり方について提言をとりまとめました。

公募研究シリーズ69

『日本労働映画の百年 ―映像記録にみる連帯のかたちと労働者福祉・共済活動への示唆―』

2017年7月発行

共立女子大学 非常勤講師 佐藤 洋

【要旨】

本研究では、日本における労働世界の変容と連帯のかたちが、現代のわれわれに伝えるメッセージと労働者福祉・共済活動へ示唆することについて、19世紀末から今日に至るまでの労働映画群の豊かな伝統と広がりから考察しました。さらに、日本労働映画の社会的認知を深め、これからの日本の労働文化・労働社会の諸課題を考えたための基礎的素材も提供しています。

公募研究シリーズ68

『地域エネルギー供給において協同組合が果たしうる役割 ―日米の比較調査から―』

2017年6月発行

一般財団法人地域生活研究所 研究員 三浦 一浩(研究代表者)

【要旨】

本研究ではまず、小規模分散型のエネルギー供給システムと、それを消費者・市民によって民主的なコントロールすることの重要性を述べました。そして、実施するための重要なツールとしての協同組合の可能性について、日米の比較調査からアプローチしました。

② 教育研修テキスト



2018年4月発行

退職準備教育研修会／コーディネーター養成講座テキスト

『実りあるセカンドライフをめざして』〈2018年版〉

- 団体等における退職準備教育研修会用の教材テキストとしてご利用ください。長寿社会において、退職後に豊かな生活を送るためのライフデザインや生活設計(ライフプラン)を立てる際にお役立ていただけるテキストです。
- 全労済協会ホームページからもお申し込みや掲載資料の一部ダウンロードが可能です。「冊子・書籍」ページをご覧ください。

③ 研究会成果書籍(一般書籍：書店でご購入いただけます)(研究者の所属・役職は刊行当時)



2017年11月発行

『格差社会への対抗 新・協同組合論』

編著者：杉本 貴志(関西大学商学部教授) 日本経済評論社
定 価：本体2,100円+税 サイズ：A5判・269頁

☆「協同組合研究会」の成果書籍

格差が深刻化する日本社会の諸問題に対して、人と人のつながりを本質とする協同組合ができること・すべきことを様々な観点から探求し、研究成果をとりまとめた書籍です。



2017年10月発行

『転げ落ちない社会 困窮と孤立をふせぐ制度戦略』

編著者：宮本 太郎(中央大学法学部教授) 勁草書房
定 価：本体2,500円+税 サイズ：四六判・384頁

☆「格差・貧困の拡大の原因と是正策に関する研究会」の成果書籍

困窮と孤立を防ぐため、教育、就学前、就労前の3つのライフステージと、就労、家族、居住の3つの場の観点から、その是正策について検討し、研究成果をとりまとめた書籍です。

(2) ホームページの紹介

全労済協会は、ホームページを情報発信の重要な機能として位置づけています。

閲覧される皆様が知りたい情報にアクセスしやすくするために、事業別・内容別に整理して見やすくし、また検索もできるようにして、より快適にご覧いただけるように目指しております。

今後もより一層の内容充実に努めます。

(URL) <https://www.zenrosaikyokai.or.jp/>



【キーワードによる検索】
キーワードから掲載記事の検索ができます。

【法人火災共済保険の試算】
保険料試算の依頼をご利用いただけます。

【事業別・内容別のページ区分】
閲覧したいページにすぐにアクセスできます。

【動画配信】
シンポジウム等の模様を動画でご覧いただけます。

【広報誌・メールマガジンのお申し込み】
広報誌の発送やメールマガジンの送信はこちらでお申し込みいただけます。

(3) 広報誌等の紹介

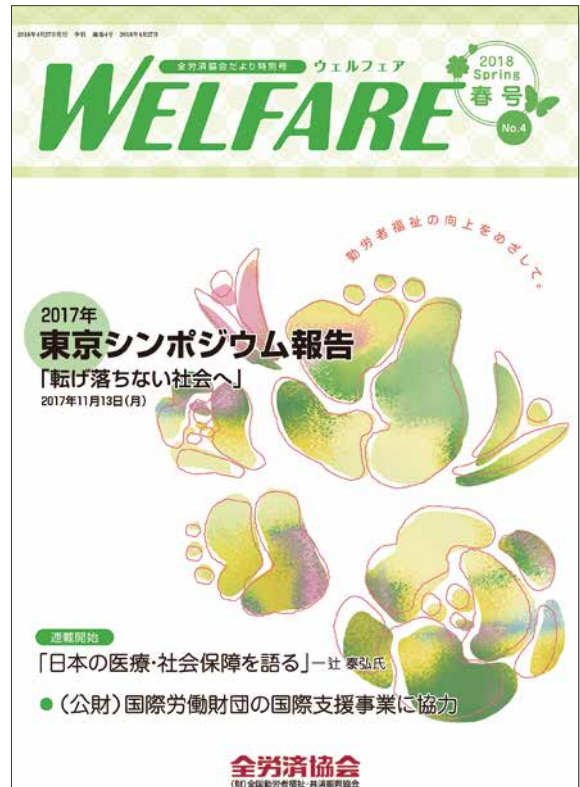
① 広報誌
「Monthly Note(全労済協会だより)」



【写真は136号(2018年5月発行)】の表紙

全労済協会の事業活動の紹介やイベント等の案内を目的として、毎月発行しています。

② 広報誌特別号
「WELFARE(ウェルフェア)」



【写真は2018年春号(2018年4月発行)】の表紙

広報誌では詳細を紹介できない、シンポジウム・講演会の内容や各種研究活動の成果報告等について、特別号を編集して発行しています(2017年度は季刊として年4回発行)。

主な掲載記事

各種研究活動	・研究会の設置、研究報告会の開催 ・書籍・研究報告誌の刊行案内
イベント開催案内	・シンポジウム・講演会開催の案内 ・退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座の案内
研究助成の募集	・公募委託調査研究の募集・採用結果 ・客員研究員の募集・採用結果
コラム	・社会保険・労働保険関連 ・税金関連
相互扶助事業	・共済保険の案内 ・相互扶助事業の活動報告

主な掲載内容

各種研究活動の報告	・研究会の開催内容報告 ・書籍・研究報告誌の刊行案内
イベント開催報告	・シンポジウム・講演会の概要報告 ・退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座の概要報告
研究助成の成果報告	・公募委託調査研究の研究成果の要旨 ・客員研究員の中間レポート
連載	・社会保障関連の論考 ・労働関連の論考

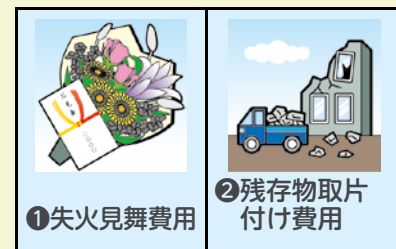
オフィスガード

法人火災 共済保険

(引受元：全労済協会)



保障範囲



- ①失火見舞費用
火災等における他者への見舞金費用
- ②残存物取片付け費用
火災等、風災等および水災における残存物取片付け費用
- ③地震等見舞金
地震等により建物に100万円超の損害が生じた場合

※上記の事故により建物や動産に損害を被った場合には、一定の基準に従って損害保険金、費用保険金、見舞金をお支払いします。

保険料の割引

ご契約の物件に全労済協会の消火設備割引適用基準を満たした下記の設備がある場合は、保険料が割引引きされます。

区分	消火設備の種類	割引率
A	屋外消火栓設備	5%
B	屋内消火栓設備	5%
C	消防ポンプ設備	5%
D	スプリンクラー設備	5%

注) A～D区分の消火設備のうちいずれか1つに該当すれば5%割引、異なる種類の消火設備が併設されている場合は、それぞれの割引率を加算します。

消火設備割引

消火設備の設置に応じて
保険料から割引

最大**20%割引**

長期契約がお得です。

2年または3年の長期契約ができます。
保険料は、1年契約を更新する場合より割安になります。

2年契約の保険料 = 1年契約の保険料 × 1.8

3年契約の保険料 = 1年契約の保険料 × 2.5

お支払いする保険金の額



火災等保険金

保険金額を限度として、①または②により算出した額をお支払いします。

■お支払限度額

保険金額



風災等保険金

〈風災等限度〉の額を限度として、①または②により算出した額をお支払いします。

■お支払限度額

〈風災等限度〉

次のいずれか低い額

1,000万円

保険金額の20%



水災保険金、車両飛び込み保険金

以下の額を限度として、**損害の額**を損害保険金としてお支払いします。

■お支払限度額

次のいずれか低い額

100万円

保険金額の10%



盗難保険金

以下の額を限度として、**損害の額**を損害保険金としてお支払いします。

■お支払限度額

次のいずれか低い額

保険金額

300万円

(1回の事故の限度)

100万円

(1個または1組の限度)

■お支払いする損害保険金の額

① 保険金額が保険の対象の価額の70%に相当する額以上の場合、次の額とします。

損害の額 = 損害保険金

②①以外の場合は、次の算式により算出した額とします。

$$\frac{\text{損害の額} \times \text{保険金額}}{\text{保険の対象の価額} \times 70\%} = \text{損害保険金}$$

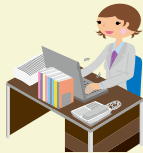
保険金をお支払いできない主な場合

- (1) ご契約団体などの業務を執行する役職員の故意または重大な過失による損害
- (2) 紛争、暴動その他事変による災害の損害
- (3) 水道管の破裂、爆発、凍結による当該機器のみの損害
- (4) 盗難による損害の場合の携帯用OA機器、移動式通信機器、自転車等

ご契約にあたって

1 ご契約できる団体

- ①労働組合および連合会
- ②生活協同組合および連合会
- ③労働金庫および連合会
- ④中小企業勤労者福祉サービスセンター、勤労者共済会、互助会
- ⑤上記に準ずると全労済協会が認めた団体



2 ご契約できる金額

- ①建物の用途・動産の内容
- ②建物面積(坪数)
- ③建物構造により異なります。

契約基準表をみて限度額いっぱい(評価額)までのご契約をおすすめします。
契約額が評価額の7割未満の場合、十分な保障が得られません。

■契約限度額(最大12億円)
建物の契約限度額は12億円
動産の契約限度額は3.5億円
※建物・動産合わせて12億円
※契約限度額は契約基準表によります。

3 ご契約対象

労働組合などが所有する建物または什器・備品などの動産が対象となります。借家、貸事務所などの場合は、そこに収容されている動産がご契約対象となります。

※別の建物に収容されている動産は、別契約となりますのでご注意ください。

- 建物のご契約対象例
 - (1) 一般物件
労働組合などの事務所、店舗、会議室、集会場、病院、療養所、食堂、喫茶店、保養所(ホテル・ハイツ)、倉庫、車庫、貸事務所、会館など
 - (2) 住宅物件
労働組合などが所有している専用住宅
- 動産のご契約対象
机、椅子、パソコン、書庫、キャビネット、ロッカー、テレビ、冷蔵庫、スピーカー、応接セットなどの什器・備品類

4 ご契約対象とならないもの

1. 建物
 - (1) 建物の基礎工事部分
 - (2) 建物に付属しない屋外設備、装置
 - (3) 門、堀、垣その他の工作物
 - (4) リース物件
2. 動産
 - (1) 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、その他これらに類するもの、貴金属、宝石、宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品、稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、証書、帳簿その他これらに類する物、自動車、原動機付自転車、商品、家畜、家さんその他これらに類する物、盆栽、庭木、草花その他これらに類する物、リース物件
 - (2) 盗難の場合は、次の物も動産に含まれません。
携帯用OA機器、ソフトウェアおよびデータ類、移動式通信機器等の携帯式通信機器、自転車

5 保険料と保険期間

- (1) 1年間の保険料は、保険金額10万円あたりを基準として、
 - ①建物の用途・動産の内容
 - ②対象物件の所在地
 - ③建物構造により決まります。
- (2) 保険期間は、申込日以降ご指定する日(保険始期)から1年、2年、3年となります。保険始期が月の1日でない場合、保険終期は応当日のする月の末日となります。

6 通知していただくことがら

ご契約後、次のようなことがおきましたら、全労済協会へご通知ください。

- (1) 質権を設定するとき。
- (2) 質権が消滅するとき。
- (3) 保険目的を移転するとき。
- (4) 建物の用途を変更したり増改築するとき。
- (5) その他、契約必要事項に変更があったとき。

ユニカー

法人自動車 共済保険






(引受元：全労済協会)



保障内容と保障コース

保障種目は5種目をセット。4つの保障コースからお選びください。

保障種目	保障コース			
	1	2	3	4
①対人賠償保険	無制限	無制限	無制限	1億円
②対物賠償保険	無制限 (免責金額0円)	1,000万円 (免責金額0円)	1,000万円 (免責金額3万円)	300万円 (免責金額3万円)
③自損事故保険	1,750万円	1,750万円	1,750万円	1,750万円
④無保険車傷害保険	2億円	2億円	2億円	1億円
⑤搭乗者傷害保険	1,000万円	1,000万円	1,000万円	300万円

	対人賠償	対物賠償	自損事故	無保険車傷害	搭乗者傷害
	他人を死傷させたとき	他人の物を壊したとき	単独で運転者などが死傷したとき	無保険車などとの事故で死傷したとき	搭乗中の方が死傷したとき
お支払いする場合	<p>ご契約のお車で、歩行者や相手車両に乗っていた人などを死傷させたとき、その損害賠償金額のうち自賠責保険等を超える部分について保険金をお支払いします。</p> 	<p>ご契約のお車で、他の車、家屋、電柱など他人の財物に損害を与えたとき、その損害賠償金額をお支払いします。</p> 	<p>ご契約のお車を運転中の方などが、単独事故で死傷されたとき保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険等の対象とならない場合に限られます。</p> 	<p>ご契約のお車を運転中または搭乗中に自動車保険(共済)を契約していない車により死亡または後遺障害を被った場合で、相手から十分な賠償を受けられないとき、保険金をお支払いします。</p> 	<p>ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故によって死傷したとき、保険金をお支払いします。ただし、自家用二輪自動車(125cc超)および原動機付自転車(125cc以下)には、この保障は付帯されません。</p> 

■自家用バスの搭乗者傷害保険 ● 1,000万円の場合＝1名1,000万円・1事故1億円を限度 ● 300万円の場合＝1名300万円・1事故3,000万円を限度

全労済協会の等級別料率制度

～等級別料率制度で、無事故割引のメリットをご利用いただけます～

等級別料率制度とは、無事故のご契約と事故を起こしたご契約との保険料負担の公平化をはかるための制度で、とくに長年無事故のご契約の保険料負担を軽減しようという制度です。
全労済協会の法人自動車共済保険は、次のとおり1-5等級～22等級までの等級区分を設定しています。

無事故割引
最大64%割引

■等級と割増・割引率

等級	1-5	1-4	1-3	1-2	1-1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
割増・割引率	120%	110%	100%	90%	80%	70%	60%	40%	20%	0%	16%	27%	38%	40%	45%	50%	52%	55%	58%	60%	62%	62%	62%	64%	64%	64%
	割増										割引															

(1) 初めてご契約される場合の等級

①初めてのご契約

初めてご契約される場合（事故のない新規契約）は、6等級の割増・割引のない保険料が適用されます。

②2台目以降のお車で新たにご契約をされる場合の等級（複数所有新規契約）

すでにご契約されているお車があり、その適用等級が11等級以上の場合、新たにご契約される2台目以降のお車は、一定の条件を満たせば7等級が適用されます。



(2) ご契約を更新される場合の等級

- ・ご契約後、1年間無事故の場合は、翌年のご契約の等級が1等級アップします。
- ・保険金をお支払いする事故があった場合には、事故1件について3等級ダウンします。

〔例〕

6等級が適用されている新規契約の場合、ご契約後1年間無事故の時は翌年度の更新契約は7等級の保険料となりますが、保険金をお支払する事故1件を起こしますと3等級の保険料となります。

(3) 他社の自動車保険(共済)の等級も継承できます

- ・他の自動車保険(共済)に契約していて無事故割引等の適用を受けている場合、その保険(共済)の保険(共済)証券写しをご提出いただければ、その適用等級を継承することができます。
- ・ご契約していた保険(共済)で保険(共済)金の支払いを受けていた場合には、保険(共済)金の事故1件について3等級減じた等級を適用いたします。
- ・他の自動車保険(共済)から引き継ぐときは、遅くともその保険(共済)契約の満期日までにご契約の手続きを行ってください。

ご契約にあたって

1 ご契約できる団体

- (1) 労働組合および連合会
- (2) 生活協同組合および連合会
- (3) 労働金庫および連合会
- (4) 中小企業勤労者福祉サービスセンター・勤労者共済会・勤労者互助会
- (5) 上記に準ずると全労済協会が認めた団体

2 全年齢保障

運転者の年齢を問わず保険金をお支払いします。

3 記名被保険者について

契約申込書には、記名被保険者を記入していただく欄があります。記名被保険者には、被保険自動車を実質的に使用または管理される団体を記載していただくようお勧めします。

4 ご契約できるお車

●所有者

労働組合・生活協同組合・労働金庫およびこれらの連合会、中小企業勤労者福祉サービスセンターなどの団体が所有し、業務に使用する自動車（営業用自動車を除く）がご契約いただけます。

なお、所有については、ローン返済中でディーラー名義になっている場合や、リース業者から1年以上を期間として借り入れている場合も、所有しているとみなします。

●用途および車種

- ① 自家用普通乗用車
 - ② 自家用小型乗用車
 - ③ 自家用軽四輪乗用車
 - ④ 自家用普通貨物車
 - ⑤ 自家用小型貨物車
 - ⑥ 自家用軽四輪貨物車
 - ⑦ 自家用二輪自動車
 - ⑧ 原動機付自転車
 - ⑨ 自家用バス
 - ⑩ 特種用途自動車（ご注意）
- 有償で人や貨物を運送する自動車、ダンプカー、不法改造車は、ご契約できません。

5 保険期間

保険期間は、申込日以降ご指定する日（保険始期）から1年となります。保険始期が月の1日でない場合、保険終期は応当日の属する月の末日となります。

やすらぎ 自治体提携慶弔 共済保険

(引受元：全労済協会)



ご契約にあたって

1 契約できる団体

中小企業で働く勤労者で構成されているサービスセンター・共済会・互助会などの単位で、全会員まとめてご契約いただきます。

3 優良戻し

1年間を通じて、剰余の生じたサービスセンター・共済会・互助会などへは優良戻しとして保険料の還元を行います。

2 契約者と被保険者

- 契約者
サービスセンター・共済会・互助会などが保険契約者となります。
- 被保険者
本人保障と本人財産保障の場合は会員が、また、慶弔見舞金保障の場合はサービスセンター・共済会・互助会などが被保険者となります。

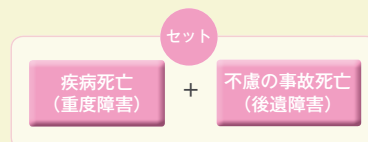
ご契約にあたってのご注意

- ① 「すべての死亡（重度障害）」と「疾病死亡（重度障害）」は、重複契約はできませんので、どちらかを選んでご契約ください。

※ 「すべての死亡（重度障害）」をご契約する場合には、会員（本人）全員の同意確認が必要です。

- ② 「疾病死亡（重度障害）」は、「不慮の事故死亡（後遺障害）」とセットでご契約いただけます。

※ 「疾病死亡（重度障害）」+ 「不慮の事故死亡（後遺障害）」の場合、「すべての死亡（重度障害）」に比べ、以下の範囲が保障対象外となります。



「疾病」にも「不慮の事故」にも該当しない範囲

死亡原因として	嚥下障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉そくまたは窒息」 飢餓、渇き、自然死（老衰）等
不慮の事故の免責事由として	故意または重大な過失（自殺含む）
	法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
	酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

- ③ 「増加死亡（重度障害）」は、「すべての死亡（重度障害）」のご契約が必要です。
また「増加疾病死亡（重度障害）」は、「疾病死亡（重度障害）」のご契約が必要です。
- ④ 退会費別金の「定年退職退会」は、「退会」の契約が必要です。

保障の対象	保険金の種類	保 障 内 容		保険金額	
		保険金（慶弔見舞金）をお支払いする場合		最低金額	最高金額
本人の保障	死亡保険金	① すべての死亡	65才未満の方の場合 65才以上の方の場合	1,000円 500円	50万円 25万円
		② 疾病死亡	65才未満の方の場合 65才以上の方の場合	1,000円 500円	50万円 25万円
		③ 不慮の事故による死亡 (① に加算)		1,000円	75万円
		④ 交通事故による死亡 (①・③に加算)		1,000円	50万円
		⑤ 増加死亡 (① に加算)	65才以上71才未満の方	1,000円	25万円
		⑥ 増加疾病死亡 (② に加算)	65才以上71才未満の方	1,000円	25万円
	重度障害・後遺障害保険金 死亡保険金の同じ番号に含まれます	① すべての重度障害	65才未満の方の場合 65才以上の方の場合	1,000円 500円	50万円 25万円
		② 疾病重度障害	65才未満の方の場合 65才以上の方の場合	1,000円 500円	50万円 25万円
		③ 不慮の事故による後遺障害 (① に加算)		1,000円	75万円
		④ 交通事故による後遺障害 (①・③に加算)		1,000円	50万円
		⑤ 増加重度障害 (① に加算)	65才以上71才未満の方	1,000円	25万円
		⑥ 増加疾病重度障害 (② に加算)	65才以上71才未満の方	1,000円	25万円
	傷病休業保険金	休業 14日以上 30日未満		1,000円	1.5万円
		休業 30日以上 60日未満 (上記に加算)		1,000円	2万円
		休業 60日以上 90日未満 (上記に加算)		1,000円	2万円
休業 90日以上 120日未満 (上記に加算)			1,000円	2万円	
休業 120日以上 (上記に加算)			1,000円	2万円	
本人の財産の保障	住宅災害保険金	火災等による損害		1,000円	50万円
		自然災害による損害		1,000円	15万円
慶弔見舞金の保障	死亡弔慰金	配偶者の死亡		1,000円	10万円
		子の死亡		1,000円	5万円
		親の死亡		1,000円	2万円
		住宅災害による同居親族の死亡		1,000円	3万円
	結婚・出生・就学祝金	結婚祝金	本人の結婚	1,000円	3万円
		出生祝金	本人の子の出生	1,000円	2万円
			子の小学校入学	1,000円	1万円
			子の中学校入学	1,000円	1万円
			子の高等学校入学	1,000円	1万円
	成人・長寿	成人祝金	本人が満20才	1,000円	2万円
		還暦祝金	本人が満60才	1,000円	2万円
		古希祝金	本人が満69才	1,000円	2万円
	結婚記念祝金	水晶婚 (15周年)		1,000円	1万円
		磁器婚 (20周年)		1,000円	1万円
		銀婚 (25周年)		1,000円	2万円
		真珠婚 (30周年)		1,000円	2万円
		珊瑚婚 (35周年)		1,000円	2万円
		ルビー婚 (40周年)		1,000円	3万円
		サファイア婚 (45周年)		1,000円	3万円
		金婚 (50周年)		1,000円	3万円
	在会祝金	在会5年		1,000円	5,000円
		在会10年		1,000円	5,000円
		在会15年		1,000円	1万円
在会20年			1,000円	1万円	
退会餞別金	退会－在会5年以上10年未満		1,000円	1万円	
	退会－在会10年以上 (上記に加算)		1,000円	1万円	
	定年退会－在会3年以上5年未満		1,000円	5,000円	
	定年退会－在会5年以上10年未満 (上記に加算)		1,000円	5,000円	
	定年退会－在会10年以上 (上記に加算)		1,000円	5,000円	
勤続祝金	勤続10年		1,000円	1万円	
	勤続15年		1,000円	1.5万円	
	勤続20年		1,000円	3万円	
	勤続25年		1,000円	3万円	
	勤続30年		1,000円	3万円	
	勤続35年		1,000円	3万円	
	勤続40年		1,000円	3万円	

■保険金額は1,000円単位で設定できます。

全福ネット 慶弔共済保険

集団扱特約付 自治体提携慶弔共済保険

(引受元：全労済協会)



ご契約にあたって

1 契約できる団体

全福センターに加盟しているサービスセンター・共済会・互助会の会員の方々がご契約いただけます。

2 契約者と被保険者

- 契約者
サービスセンター・共済会・互助会などが保険契約者となります。
- 被保険者
本人保障と本人財産保障の場合は会員が、また、慶弔見舞金保障の場合はサービスセンター・共済会・互助会などが被保険者となります。

3 集団扱特約

全福ネット慶弔共済は、集団扱特約を付した契約です。
全福センターが保険料のとりまとめを行うことにより、保険料が2.5%安くなります。

4 優良戻し

1年間を通じて、剰余の生じたサービスセンター・共済会・互助会などへは優良戻しとして保険料の還元を行います。

ご契約にあたってのご注意

①「すべての死亡（重度障害）」と「疾病死亡（重度障害）」は、重複契約はできませんので、どちらかを選んでご契約ください。

※「すべての死亡（重度障害）」をご契約する場合には、会員（本人）全員の同意確認が必要です。

②「疾病死亡（重度障害）」は、「不慮の事故死亡（後遺障害）」とセットでご契約いただきます。

※「疾病死亡（重度障害）」+「不慮の事故死亡（後遺障害）」の場合、「すべての死亡（重度障害）」に比べ、以下の範囲が保障対象外となります。

「疾病」にも「不慮の事故」にも該当しない範囲

死亡原因として	嚥下障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉そくまたは窒息」 飢餓、渇き、自然死（老衰）等
不慮の事故の免責事由として	故意または重大な過失（自殺含む）
	法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
	酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間



③「増加死亡（重度障害）」のご契約には「すべての死亡（重度障害）」のご契約が必要です。また「増加疾病死亡（重度障害）」のご契約には「疾病死亡（重度障害）」のご契約が必要です。

④重度障害・後遺障害保険金は、死亡保険金の認定額が基礎となり支払額が認定されます。

⑤退会費別金の「定年退職退会」は、「退会」の契約が必要です。



予算に合わせて保障内容が自由に選べます。

■保険金額は1,000円単位で設定できます。

保障の対象	保険金の種類	保 障 内 容		保 険 金 額	
		慶弔金をお支払いする場合		最低金額	最高金額
本人の保障	死亡保険金	① すべての死亡	65才未満の方の場合 65才以上の方の場合	5万円 2.5万円	50万円 25万円
		② 疾病死亡	65才未満の方の場合 65才以上の方の場合	5万円 2.5万円	50万円 25万円
		③ 不慮の事故による死亡 (① に加算)		5万円	75万円
		④ 交通事故による死亡 (①・③に加算)		10万円	50万円
		⑤ 増加死亡 (① に加算)	65才以上71才未満の方	2.5万円	25万円
		⑥ 増加疾病死亡 (② に加算)	65才以上71才未満の方	2.5万円	25万円
	重度障害・ 後遺障害保険金 死亡保険金の同じ 番号に含まれます	① すべての重度障害	65才未満の方の場合 65才以上の方の場合	5万円 2.5万円	50万円 25万円
		② 疾病重度障害	65才未満の方の場合 65才以上の方の場合	5万円 2.5万円	50万円 25万円
		③ 不慮の事故による後遺障害 (① に加算)		5万円	75万円
		④ 交通事故による後遺障害 (①・③に加算)		10万円	50万円
		⑤ 増加重度障害 (① に加算)	65才以上71才未満の方	2.5万円	25万円
		⑥ 増加疾病重度障害 (② に加算)	65才以上71才未満の方	2.5万円	25万円
	傷病休業保険金	休業 14日以上 30日未満		5,000円	1.5万円
		休業 30日以上 60日未満 (上記に加算)		5,000円	2万円
		休業 60日以上 90日未満 (上記に加算)		5,000円	2万円
		休業 90日以上 120日未満 (上記に加算)		5,000円	2万円
	住宅災害保険金	火災等による損害		10万円	50万円
		自然災害による損害		3万円	15万円
本人の財産 の保障	死亡弔慰金	配偶者の死亡		1万円	10万円
		子の死亡		5,000円	5万円
		親の死亡		1,000円	2万円
		住宅災害による同居親族の死亡		5,000円	3万円
	結婚・出生・ 就学祝金	結婚祝金	本人の結婚	1,000円	3万円
		出生祝金	本人の子の出生	1,000円	2万円
		就学祝金	子の小学校入学	1,000円	1万円
			子の中学校入学	1,000円	1万円
			子の高等学校入学	1,000円	1万円
	成人・長寿	成人祝金	本人が満20才	1,000円	2万円
		還暦祝金	本人が満60才	1,000円	2万円
		古希祝金	本人が満69才	1,000円	2万円
慶弔見舞金の保障	結婚記念祝金	水晶婚 (15周年)		1,000円	1万円
		磁器婚 (20周年)		1,000円	1万円
		銀婚 (25周年)		1,000円	2万円
		真珠婚 (30周年)		1,000円	2万円
		珊瑚婚 (35周年)		1,000円	2万円
		ルビー婚 (40周年)		1,000円	3万円
		サファイア婚 (45周年)		1,000円	3万円
		金婚 (50周年)		1,000円	3万円
在会祝金	在会5年		1,000円	5,000円	
	在会10年		1,000円	5,000円	
	在会15年		1,000円	1万円	
	在会20年		1,000円	1万円	
退会餞別金	退会－在会5年以上10年未満		1,000円	1万円	
	退会－在会10年以上 (上記に加算)		1,000円	1万円	
	定年退会－在会3年以上5年未満		1,000円	5,000円	
	定年退会－在会5年以上10年未満 (上記に加算)		1,000円	5,000円	
勤続祝金	勤続10年		1,000円	1万円	
	勤続15年		1,000円	1.5万円	
	勤続20年		1,000円	3万円	
	勤続25年		1,000円	3万円	
	勤続30年		1,000円	3万円	
	勤続35年 勤続40年		1,000円 1,000円	3万円 3万円	

共栄火災

事業者向け火災保険
企業財産保険

ビジまる

企業財産補償特約付 普通火災保険

2017年1月迄
2017年1月以降保料適用

ビジまる

概要・特長

企業財産保険ビジまるなら あなたの会社とビジネスを さまざまなリスクから守ります!

あなたの会社とビジネスを
さまざまなリスクから
守る火災保険

財物損壊リスク
売上減少リスク
利益補償
営業継続費用補償

【詳細はパンフレット中面へ】

充実の補償

財物損壊リスクから守る

売上減少リスクから守る

【お客様のご希望により補償を限定することも可能】

タイプ1

財産補償 +
利益補償 +
営業継続費用補償

タイプ2

財産補償 +
利益補償

タイプ3

財産補償 +
営業継続費用補償

タイプ4

財産補償

ビジまる

概要・特長

財産補償

利益補償

営業継続費用補償

Q&A

賠償責任補償

補償内容の詳細

4つの補償プランをご用意しています。

補償が充実したワイドプランから補償を自由に選べるフリープランまで4つのプランをご用意しています。万が一の場合に備えワイドプランをおすすめします。併せて自己負担額も8つのパターンよりお選びください。

Check 保険料負担を軽減する以下の割引をご用意しています!

防災割引 保険金額1億円以上の契約について、危険の実態に応じた割引を適用します。

新築建物割引 新築の建物[※]である場合に割引を適用します。
※ 建築年月から建築年月末までの期間が10年以内の建物とします。

一般物件・工場物件

重災、ひょう災、震災も実償払!
これまで1割増しで20万円以上の補償があった場合のみ保険金のお支払対象としていましたが、最新の型にかかわらず保険金のお支払対象としました。

自己車両による接触事故も補償します!
従来の火災保険ではお支払対象外としていた、被保険者が所有する自己車両による自社建物等への接触事故も補償します。
※ 接触事故の補償は、本邦内での公道・私道・私有地・私有施設等での接触事故に限ります。

補償内容	お支払い対象となる事故(損害保険金)								費用補償(費用保険金)						特約 (自賠付等)
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	
補償プラン	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	
ワイド	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	
ベーシック・プラス	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	
ベーシック	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	
フリー	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

自己負担額 (免責金額)

I ●●●● 0円

II ●●● 1万円

III ●● 1万円

IV ● 3万円

V 5万円

VI 10万円

VII 20万円

VIII 50万円

IX 100万円

(注1) 自己負担額は保険の対象ごとに適用されます。事業用で複数の事業の対応に備わった場合は、それぞれに1〜9の自己負担額が適用されます。
 (注2) I〜Vの場合、震災等実条件変更特約を付帯して、おのみの自己負担額を0円に設定することができます。詳細はP8をご覧ください。
 (注3) I〜Vの場合、水濡れ・漏水等実条件変更特約を付帯して、おのみの自己負担額を0円に設定することができます。詳細はP8をご覧ください。

※フリープラン特約時のご注意
 ●●●●の補償は●●●●を補償する場合のみ適用できます。○●●●のすべてを補償する場合のみ適用できます。

共栄火災

くるまの保険 個人・法人向け

KAPベース

2018年1月迄
2018年1月以降 保険始期用

一般自動車保険

KAPベース

お車の補償

大切なお車のもしにも傷える車両保険。さらに、車両保険にセットできるさまざまな特約で、いっそう幅広い補償にすることもできます。

ビジネスシーンや日々のカーライフをサポート!

おトク!
2年目、3年目の保険料をもっと割引

頼れる!
日々の「困った」にもていねいに対応

安心!
さまざまな用途にあわせた安心を実現

車両保険(一般車両保険/車対車+限定A車両保険)

ニーズに合わせた補償範囲で、大切なお車にも安心を!

- ご契約のお車が、他の車との衝突や接触などの偶発な事故により、損害を受けた場合に補償します。
- ニーズに合わせて「**一般車両保険**」と「**車対車+限定A車両保険**」から選べます。
- ①は**補償重視**の方向けで、事故や災害に加え、ご自身の過失などによる車両損害も補償します。
- ②は**経済性重視**の方向けで、補償範囲を限定することにより、保険料をお安くしたタイプです。

	他の自動車との衝突	盗難	火災	自然災害	暴風・雹害	落下物・飛来物の衝突	電柱やガードレールに衝突	接触・転覆	車庫入れでの接触	車以外の物との接触	あて逃げ	燃費・壊滅・盗難
① 一般車両保険	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 車対車+限定A車両保険	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×

※1 車対車+限定A車両保険の場合は、相手の自動車およびその運転者またはその所有物が確認された場合に限り、保険金をお支払いします。
※2 盗難とは、ご契約のお車自体の「ナビゲーションシステム等の定着物を盗みますが盗まれることでもいいます。

③ 車両保険がセットされていると、どんな事故のときに備えられるの?

以下のケースなどは、車両保険の有無により、お客さまの負担が異なります。
交差点で、お客さまが一時的に停止しなければならぬところを直進し、相手の車と衝突。

車両保険がセットされていない場合	車両保険がセットされている場合
お客さまのお車の損害額 100万円 × 80% お客さまのお車の修理費 80万円 お客さまのご負担額 80万円	相手方の対物賠償責任保険から 20万円 お客さまの車両保険から 80万円 合計100万円が支払われます。 お客さまのご負担額 0円

④ 車対車事故免責ゼロ特約 なら、相手が確認できる車対車事故について、事故の目目に関係なく自己負担額はありません。

「KAPベース」は、ビジネスシーンや日々のカーライフに安心を、お約束します。

「3つの特長」と「安心アップ特約」で、お客さま一人ひとりに寄り添う自動車保険です。

INDEX

- 事故対応ツールサポート P3
- ロードサービス P4
- KAPベースの補償 P5
- 相手方への賠償 P7
- ご契約の状況に最適な方向への補償 P9
- お車の補償 P11
- お支払のプラン P15
- 保険料について P17
- ご請求事項 P19
- 補償の詳細 P21
- 用語のご説明 P26

1 わかりやすい!

個人でも、法人でも、**全車種に対応!**

- 車種を限定せず、いずれのお車に対しても保険をご契約いただけます。
- 個人・法人、ノンフリート契約(9台以下所有・使用)、フリート契約(10台以上所有・使用)を問わずご契約いただけます。

全車種対応

2 安心!

24時間365日**“充実のロードサービス”**。

- ロードサービス「助っ人」が、すべてのトラブルをしっかりとサポートします。

3 おトク!

2年目、3年目の保険料がおトクになる**“うれしいプラン設定”**。

- 2年または3年のご契約がおトクになるプラン「ちょいき安心」をご用意しています。
- 皆さまの安心を長く支え、負担を抑える本プランをぜひご検討ください。

■「ちょいき安心」の保険料イメージ

14%割引 1年目	2.0%割引 15%割引 2年目	2.0%割引 16%割引 3年目
--------------	------------------------	------------------------

さらに!

お客さまの多様なニーズに応える特約がいろいろ。

- さらに安心がプラスできる特約を、幅広くご利用しています。
- 共栄火災おすすめの「安心アップ特約」は、このマークが目印です。

(1) リスク管理**① 経営リスク管理基本方針****1. 目的と基本認識**

- (1) リスク管理の目的
全労済協会は、加入団体・労働組合等の信頼と負託に応え、保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけることを目的としてリスク管理に取り組むものとする。
- (2) 基本認識
全労済協会は、全ての業務についてリスクが存在することを認識し、各種のリスクを的確に把握し、リスク特性に応じた適切なリスク管理を行うことにより、業務の適切性および財務の健全性の確保に努めることを事業経営上の重要課題と位置付け、リスク管理の強化に積極的に取り組むものとする。

2. リスク管理にあたっての基本的スタンス

- (1) リスクの所在・種類の明確化と分析・評価・把握
リスク管理にあたっては、リスクの所在・種類を明確にしたうえで、それぞれのリスクの特性を的確に分析・評価・把握する。
- (2) 規程・ルールの整備
効率的かつ効果的の事業運営の観点から、それぞれのリスク特性に応じた規程・ルール等を整備する。
- (3) 相互牽制機能の発揮
相互に牽制することによって効果的なリスク管理を行うことができる管理体制を確保する。
- (4) 総合的なリスク管理
各種リスクを全労済協会全体として一元的に管理することによって、各種リスクが組織全体として経営に及ぼす影響の観点から、総合的なリスク管理を行う。
- (5) リスク管理の実効性
リスク管理に関する情報の全労済協会役員会および全労済協会理事会(以下「理事会等」という)への報告体制、経営リスク統括部門による監査機能の確保等によって、実効性のあるリスク管理を行う。
- (6) リスク管理における役職員等の取り組み
役職員等一人一人がリスク管理における個々の役割・任務を常に認識し、適切なリスク管理を実践することにより、実効性のある内部管理体制の構築をめざす。

3. リスク管理体制

- (1) 理事会等
理事会等は、経営方針に添ったリスク管理の方針を制定し、リスク管理体制と規程等の整備を行うことによって全労済協会のリスク管理体制を確立するとともに、業務執行の適切性およびリスク管理体制の有効性を確認し、その一層の充実を図る。
- (2) 経営リスク統括部門
各種リスクを統括する部門として経営リスク統括部門を設置することとし、総務担当部門を経営リスク統括部門とする。経営リスク統括部門は、業務を担当する部門から独立し、リスク管理において相互牽制機能を発揮する。
- (3) 内部監査担当部門
内部監査担当部門は、各部門において業務が適正に行われ、リスク管理体制が有効に機能しているか否かを確認する。

4. リスク管理の方法

- (1) 方針並びに管理規程等の整備
リスク管理に関する全労済協会としての基本方針ならびにリスクの種類ごとの個別リスクに関する管理方針および規程等を整備する。
- (2) リスク管理の実施
業務を担当する部門は、本基本方針、個別のリスク管理方針等に則り、責任をもってリスク管理を行う。経営リスク統括部門は、各業務担当部門と連携して各リスクの状況を把握する。
- (3) 理事会等への報告
経営リスク統括部門は業務担当部門から把握したリスクの情報およびリスク管理の状況について総合的なリスク管理の観点から一元的に管理し、必要な情報については、定期的あるいは必要に応じて理事会等に報告する。
- (4) リスク管理の見直し
理事会等は、経営リスク統括部門および業務担当部門からの報告をリスク管理の見直し(整備・改善)に反映させる。

5. 本基本方針の制定、改廃と見直し

本基本方針は、全労済協会理事会がこれを定め、定期的(少なくとも年1回)あるいは経営政策の変更や環境変化等により必要に応じて随時見直すものとする。

② 保険引受リスク管理方針

1. 目的・趣旨

本方針は、保険の引受にかかるリスクを把握・管理し、経営の健全性の維持・向上により契約者保護に資するために基本方針を定めるものである。

2. 保有保険金額に関する管理

保険商品ごとに適切な保有限額を設け、再保険によるリスクの分散等、必要な措置を講ずることにより経営の安定を図る。

3. 保険引受収益に関する管理

(1) 保険引受収益に関する管理

保険引受収益の把握・分析および将来の収支予測を行うために、保険商品ごとに収益を定期的に把握し管理する。収益の悪化が経営に重大な影響を与えることが予想される場合には、必要に応じ、料率の改定等の方策を講じる。

(2) 損害率に関する管理

収支状況を把握・分析するため、保険商品ごとに損害率を定期的に把握し管理する。

損害率の悪化が経営に重大な影響を与えることが予測される場合には、必要に応じて料率の改廃、引受基準の改定、推進政策の変更等、損害率改善のための方策を講じる。

4. 集積リスクに関する管理

地震などによる集積リスクについて、年度ごとに予想最大損害額(PML)を算出し、異常危険準備金残高等の要素を勘案し、出再等の必要な措置を講じる。

5. 再保険に関する管理

再保険については、出再先の信用状況を確認するとともに、保有限額規定の範囲内において、適切にリスクの軽減を図る。

③ 資産運用リスク

会計処理規程に定め、会計責任者が収支予算にもとづいて理事長の承認を得て行うこととしております。
また、資産については、預貯金の他は地方債等、安定的なものを選定して運用しております。

④ 流動性リスク

資産流動性について、資産の21%程度が定期預金となっており、流動性は充分確保されております。

(2) 法令遵守

① コンプライアンス／個人情報保護対応基本方針

全労済協会は、コンプライアンスを、関係する法令や社会規範の遵守にとどまらず社会的な要請や加入団体・労働組合等の期待に応えていくための組織・事業の在り方そのものと考え、これらの価値の創造に努めていきます。

また、お預かりしたお客様に関する情報は、お客様の希望に沿って取り扱うとともに、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)をはじめ関係する法令等を遵守し、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めていきます。

1. 社会的要請、加入団体・労働組合等の期待に応える事業活動

- ・全労済協会は関係するあらゆる法令・諸規則等をその目的と趣旨にもとづき遵守するとともに、その他の社会規範に逸脱することのない、適法かつ適正な事業活動を行っていきます。
- ・全労済協会は社会倫理にもとづく公正な事業活動や 業務の遂行に努めるとともに、人権や環境問題をはじめとする社会的な要請や課題に応えていくなど、社会的な責任を果たしていきます。

2. 社会に有用な商品・サービスの提供

- ・全労済協会は、安心できる勤労者福祉の実現をめざし、勤労者福祉の保障に係わる有用な商品(保険商品)・サービスの開発をはじめ、こうした事業を通じて新たな価値を創造し、これらを広く社会、加入団体・労働組合等に提供していきます。
- ・全労済協会は保険商品・サービス等の提供を通じて、加入団体・労働組合等の勤労者に係る事故や災害などの、経済的・精神的なリスクの解決に向けた支援を行っていきます。

3. 経営の健全性と内部統制機能

- ・全労済協会は、自己資本・準備金等の適正な保有と安全な資産運用に努め、加入団体・労働組合等の万一の事故や災害等にそなえて十分な支払い余力を確保するなど、経営の健全性により事業を持続的・安定的に発展させていきます。
- ・全労済協会は事業運営を的確にコントロールしていくため、監査体制の整備・強化をはじめ、リスク管理や内部業務検査等を通じての相互牽制作用やチェック機能を高めるなどの仕組みを整備し、内部統制活動に努めていきます。
- ・全労済協会は加入団体・労働組合等からお預かりした個人情報等の情報の重要性を認識し、自然災害等のクライシス、情報セキュリティ対策など、全労済協会が保有する各種情報の適正かつ安全な管理に努めていきます。

4. 反社会的勢力に対する取組

- ・全労済協会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
 - ・反社会的勢力による不当要求等に備えるとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
 - ・反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。
- また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

5. 個人情報の収集と利用目的

- ・全労済協会は、お客様へのより良い共済保険商品・サービスの提供、シンクタンク事業のご紹介をさせていただきため、お客様に関する必要最小限の情報を収集させていただいています。
- これらお客様の個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済保険契約の締結・維持管理、保険金のお支払い等を含む共済保険契約の判断に関する業務や、シンクタンク事業における各種申込み(セミナー、各種資料送付)、メールマガジンの配信、広報誌の発送などの目的のために利用させていただきます。
- また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。
- ・お客様の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済保険契約の保守、保険金のお支払いにおいて必要となる情報や、全労済協会ホームページ等に登録されたお客様のメールアドレス他の情報を収集させていただいています。

6. 個人情報の管理と情報提供

- ・全労済協会では、「個人情報保護対応マニュアル」にもとづき、個人情報保護管理者(総務担当部門長)による内部教育や情報セキュリティ対策をはじめ適切な安全管理措置を講じ、お客様の個人情報の漏洩、紛失、き損または個人情報への不正アクセスなどの防止に努めています。
- ・全労済協会では、お客様の個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、以下の場合を除いて、お客様の個人情報を利用したり外部に提供することはありません。
 - (1) お客様が同意されている場合
 - (2) 法令により必要と判断される場合
 - (3) お客様または公共の利益のために必要と考えられる場合
 - (4) 業務提携先との間で、全労済協会が保有する所定の情報(以下、「個人データ」といいます。)を共同して利用させていただき場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、または広報誌の発送希望等ご本人が容易に知り得る状態に置いている時は、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。
 - ① 共同利用する旨
 - ② 共同して利用する者の範囲

③ 利用する者の利用目的

- ・全労済協会では、お客様からご自身の個人情報についての開示のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいた上で、特別な理由の無い限り開示いたします。
- ・また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。
- ・なお、お客様の個人情報の、資料送付・メールマガジンの配信などを希望されない場合には、お申し出にもとづき、取り扱いを停止させていただきます。

7. 業務の適正化と不断の改善

- ・全労済協会は業務の適正化を確保していくために、業務標準化の徹底や、業務プロセスの継続的な点検により潜在するリスクや改善課題を明らかにし、これらの不断の改善に努めていきます。
- ・全労済協会は苦情受付窓口等により、加入団体・労働組合等の声に適切に応えていくとともに、意見・要望・苦情等を内部で共有化し、再発防止や未然防止に向けて、責任を持って必要な改善、対策を講じていきます。

8. 情報の開示とコミュニケーション

- ・全労済協会は加入団体・労働組合等、取引先、従業者等に対して情報を公正に開示するとともに、積極的にコミュニケーションを図っていくことにより、事業運営の透明性と健全性の確保に努めていきます。
- ・全労済協会は組織内の健全な相互批判的コミュニケーション等を通じて、健全な組織としての自浄作用の発揮に努めていきます。

9. 社会貢献と環境保全活動

- ・全労済協会は地域社会の一員として、環境や福祉などさまざまな社会貢献活動に取り組むことにより、地域社会の健全で持続可能な発展に貢献していきます。

② 全労済協会勧誘方針

全労済協会は、勤労者福祉の向上を目指した認可特定保険業を営み、加入団体・労働組合等の皆さまの安心とゆとりある勤労者福祉をめざしています。

全労済協会では、認可特定保険業の推進にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」にもとづいて、次の勧誘方針を定めています。

勧誘方針

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険の推進に努めていきます。
2. 加入団体・労働組合等の皆さまに保険内容を正しくご理解をいただくために、説明内容や説明方法を工夫し、加入団体・労働組合等の皆さまの意向と実情にそった適切な保険が選択できるよう努めていきます。
3. 保険の推進にあたっては、深夜や早朝など加入団体・労働組合等の皆さまの迷惑となる不適当な時間帯には行いません。
4. 加入団体・労働組合等の皆さまと直接対面しない加入推進（郵送加入等）を行う場合は、説明内容等を工夫し、加入団体・労働組合等の皆さまにご理解いただけるよう努めていきます。
5. 保険金支払事由が発生した場合におきましては、迅速かつ正確な保険金の支払いに努めていきます。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、加入団体・労働組合等の皆さまの情報については、適正かつ厳正な管理に努めていきます。
7. 加入団体・労働組合等の皆さまのご意見等の収集に努め、今後の商品開発や加入推進に反映していくよう努めていきます。

③ 保険募集管理

（主に募集人の管理、教育・研修、適切な保険募集）

共済募集人・保険募集人の資格を保持している者のみが募集にあっており、定期的に資格継続の適正を判断するための試験を実施しております。

④ 保険金支払管理

（適時・適切な保険金支払のための管理、教育・研修）

「法人火災共済保険（オフィスガード）」「法人自動車共済保険（ユニカー）」に関しては普通保険約款および特約条項、「自治体提携慶弔共済保険」に関しては、普通保険約款および特約条項に加え保険金支払の手引きに則り支払管理を行っております。

全労済協会

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階

- 代 表 【TEL 03-5333-5126】
【FAX 03-5351-0421】
- シンポジウム・講演会・研究会等 調査研究部 【TEL 03-5333-5127】
- 各種共済保険 共済保険部 【TEL 03-5333-5128】

(営業時間 祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)

ホームページ <https://www.zenrosaikyokai.or.jp>